

国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第9回）

2008年7月10日（木）

（13:30～18:02）

国際協力銀行本店9階講堂

【司会】

それではそろそろ時間でございますので始めさせていただきますと思います。本日は皆様お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合を、本日は第9回目となりますが、これより開催させていただきたいと存じます。

今回も議事進行役を務めさせていただきます国際協力銀行の鶴木と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

すでにホームページでもご連絡をしておりますし、またいつもと同じですが、本日もただいまから5時半までのだいたい4時間ほどの時間を予定しております。途中15分程度休憩をはさませていただきたいと思いますと思っております。

毎度申し上げますが、冒頭に皆様に何点かお願いをさせていただきたいと思ひます。まず議事録ですが、これもいつもと同じように逐語で公開をするという前提で考えておりますので、ご発言になられる際には、最初にご所属あるいはお名前をおっしゃっていただきたいと思います。匿名をご希望の方がいらっしゃいましたら、ご発言の前にその旨をおっしゃっていただければと思ひます。それから、なるべく多くの方にご意見をいただきたいと思いますと思っておりますので、簡潔なご発言にご協力いただければと存じます。

それから、これもいつもどおりでございますが、ガイドラインの改訂のための議論ということですので、個別案件に関するご発言は、申し訳ございませんが、ご遠慮いただければと存じます。

それでは本日の進め方、議事の進行の内容につきまして、JBICのほうから冒頭にご説明をさせていただきたいと思ひます。JBIC、よろしくお願ひします。

【国際協力銀行 松田】

先週に続きましてお忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今日は、いつもJBICのほうで中心になって話をしております藤平が都合により出席できませんので、代わりにというか、他のメンバーで説明等をやっていきたく思っております。NEXIさんのほうは役割分担がある程度あるのですが、JBICのほうは、藤平がいるときはほとんど藤平が1人でしゃべってしまうのですが、私は藤平ほど話がうまいわけでもありませんし、そんなに自信があるわけでもありませんので、今日はJBIC側の説明も

私 1 人というわけではなくて、役割分担をしながら説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、恒例によりまして議事の進め方についてお諮りをしたいと思います。本日の会合の議題は、もうご案内のとおり、一つ目が私ども JBIC の実施状況確認調査の追加情報提供、二つ目が、これは従来からやっている論点に係る協議ということです。順番ですが、実施状況調査の追加情報提供のほうは、本来であれば資料を事前にウェブアップして、事前に読んでいただいてこの会合に臨んでいただくということでなければいけなかったのですが、私どもの力不足でご迷惑をおかけしてしまいまして、今日配布ということにさせていただいております。

ですので今日はこちらのほうから概要をひと通り説明させていただいて、今日この場でご質問があれば、それを受けて、答えられるものは答える。実質的な協議につきましては、その後、書面でコメント等をいただいて、それを踏まえて次回、前回すでにご連絡済みですけれども、今月の 24 日に次回の会合を予定しておりますので、そのときに。そういう関係で、実施状況確認調査でこの会合が全部 4 時間がつぶれるということはないと思っておりますので、まずそれをやってから、その後、従来からずっとやっています論点のほうに移る。

論点のほうは今、本体と追加の論点整理表があるわけですが、本体のほうで残っている分、19-1、19-2、それから 27、28、29、そしてこれはウェブにも案内で書いてありますが、追加論点のほうに移りますが、追加論点のほうは 1、2 は実施状況との関係もあるということで、次回、24 日に回させていただきまして、3 から 12 の追加論点を本日予定しております。

順番としては、今申し上げたように実施状況確認調査の追加情報提供をやらせていただいて、それから論点のほうの協議に、論点のほうの順番も、特段ご要望がなければ、論点整理表の順番に沿ったかたちで進めていきたいと思っております。そのようなかたちでよろしいかどうか。もしご意見があればご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。ただいま JBIC のほうから説明がありましたように、本日は、すでにウェブでご案内しておりますけれども、実施状況確認調査の件、それから論点のう

ち残っているものという順番でやらせていただくということで、皆さん特にご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは皆様に同意いただいたということで、ただいま JBIC から説明がありましたようなかたちで本日は取り進めさせていただくことにしたいと思います。

それではまず実施状況確認調査に関する追加情報提供ということで、お手もとに資料をお配りしてあると思いますが、それに基づきまして JBIC のほうからご説明させていただきます。よろしくをお願いします。

【国際協力銀行 松田】

ではこちらのほうからご説明をしたいと思います。まずこの資料に入る前に、実施状況確認調査、本体のほうの報告というのは、昨年 11 月 30 日の第 1 回のコンサルテーション会合、その後質問等のやり取り、それから NGO さんとか皆さんから私どもの総裁宛てのレターなどもいただきまして、それで追加情報の提供という作業に入ったわけですが、かなり日が経過していますので、もうお忘れになられてしまったとか、どういうあれだったかということもあるかと思しますので、ざっと今までの経緯を簡単にご説明してから資料のご説明に入りたいと思います。

まず実施状況確認調査ですが、本体のほうは、先ほど言いましたように、第 1 回のコンサルテーション会合で報告させていただいております。内容としては 1 部、2 部というふうに大きく二つのパートに分かれて報告しておりまして、私どものガイドラインが 1 部、2 部というふうに大きく二つに分かれています。1 部が JBIC とか NEXI が環境社会配慮の確認の手続きについて書かれている。2 部がプロジェクト実施主体者がやるべきことというふうにざっくり分かれているわけですが、実施状況確認調査のほうもそういうかたちで報告させていただいております。

1 部のほうで私どもの手続きについて、スクリーニングとか、カテゴリ分類とか、情報公開、環境レビュー等、そういった手続きがちゃんとなされているかどうかについて調査し、報告をした。2 部については、各案件というか、影響項目として大気汚染とか、水質汚濁とか、住民移転とか、そういった項目ごとにいろいろな事例、こんな事例が問題点があったけれども、こういった対応をしていましたとかいったかたちでご報告をさせていただいたということです。そのような報告書を皆さんの前でご説明しました。その後、NGO の皆様を中心に、かなりの量のご質問をいただきました。そのご質問に対しても一つひと

つ私どもは回答しております。

先ほど少しお話ししましたけれども、それと並行して、NGO の皆様のほうからは別途実施状況確認調査のコメントということでレターが出ていまして、そのレターもこのコンサルテーション会合の確か第2回のときに NGO の皆様のほうからご説明していただいたのではないかと思います。私どものホームページのほうにもウェブアップしております。その内容は、簡単に言ってしまいますと、私どもの報告内容が表面的、形式的な内容にとどまっている。確かに私どもの報告の内容がすべてというかほとんどの部分が適切に対応しているということで書いてあるのですけれども、その適切に対応しているところの根拠が十分に書かれていないのではないかとのご指摘がありました。

それから調査の手法として書面を中心とした調査になっている。現地の声、実施主体者とか、現地政府とか、地域住民とか、そういった声も聞いて、それを調査に反映すべきではないかといったコメントです。それからガイドラインにはいろいろと、こういうことでなければいけないと書いてあるわけですが、その項目すべてが報告書に網羅されていない。書かれていない項目がいくつかある。いくつかというか多くある。簡単に言ってしまうとそういったコメントを頂戴いたしました。私どももそのコメントを拝見して、確かにそうだなということもありまして、それにお応えしようということで追加情報提供ということで作業を開始し、今日この場で報告ということになったわけです。

では、まず何を調査するかという項目については、今申し上げた NGO の皆さんからいただいたコメントに、こういった項目について記載が十分でないのではないかとということがかなりの数列挙されています。その中で、確かに私どももそうだと思う項目について、8割方私どももそういうふう感じたわけですが、その項目を調査項目としています。お手もとの追加情報調査の資料を表紙を開けて1ページ目を見ていただきますと、いちばん上に四角で囲ったのがあると思いますが、モニタリング期間において、第三者等から環境社会配慮が十分でないなどの具体的指摘があった場合における JBIC の対応というのがあるのですが、これがまさに NGO の皆さんからいただいたコメントで十分でないと言われていた項目です。

このようなかたちで、ずっとページをめくっていくと、四角で囲っている部分がいくつも出てきますけれども、それがコメントから私どもが抜き書きしたものです。表現ぶりなどは若干こちらのほうで少し変えているところもありますし、順番も基本的にはコメントのレターの順番に沿ってやっていますが、内容からして若干順序の入れくりはしています

が、NGOの皆様のコメントをベースとしたかたちで調査項目を立てております。

調査の方法ですが、いちおう大きく二つです。まずは私どものほうでスクリーニングとか、カテゴリ分類とか、環境レビュー、チェックリスト等、それから日々モニタリングもやっておりますので、そういったかたちで私どもがもうすでに持っているデータ、書面が中心になるところですけれども、それは一度、本体の報告書を作るときにチェックはしているのですが、改めてチェックし直して、今回のこの報告書を作成したということです。

それに加えて、先ほども言いましたが、現地の声も今回の報告に取り入れていく必要があるだろうということで、そちらも実施しております。実施というか、これも私どものほうから、このコンサルテーション会合の第3回で、追加情報提供にあたって、直近で、私どもは日々、個々の案件についてモニタリングをやっていますので、その関連で現地にもまたま行く案件がいくつかあるということで、そのモニタリングのときに併せて実施状況確認を、この追加情報提供のためのヒアリングも行ってくるというかたちにはしています。どういふことを調べてくるかということも、3回のコンサルテーション会合の場で皆様にA4で1枚の紙のお配りしてお示ししております。

ざっと内容を言いますと、自然環境への影響の管理、モニタリングにかかわることで当初計画と現状との違いというか、その確認、それから移転住民の生活水準とか収入機会、生産水準の改善、回復に係る計画と現状についての確認、それから移転住民の代表者へのヒアリング、その中にはEIAの公開の状況とか、その後どういう説明があったとか、モニタリング等に参画しているかどうかとか、そういったことを調べてくるということでお示ししています。今言いましたように、書面、それから現地でのヒアリングの結果を踏まえてこの報告書を取りまとめております。

取りまとめるにあたっては、ここも皆様に少し見やすくということもありまして、大きく四つに分けたかたちにしてあります。まずガイドラインに沿ったかたちで、ガイドラインの1部に関連する項目が1ページ目から3ページ目まで続いています。4ページ目からガイドラインの2部に関連する事項、そして22ページ以降に妥当性評価。この表現が適切だったかどうかというのはちょっとあるのですけれども、例えばカテゴリ分類のあれは妥当だったのかどうかとかいったご指摘があったものですから、そういう事項についてこの妥当性評価というところでまとめてあります。

そこまでが具体的な事例を挙げて、こういうことがありました。それもよい事例とか、十分にガイドラインの内容を満足しているというものだけではなくて、不十分だったとい

うものも項目によっては事例として挙げるようなかたちで整理をしております。最後に、31 ページのところから、こういった事例を踏まえて、私どもとしての所感、教訓というかたちで総括させていただいたという構成になっています。

前置きが長くなってしまいましたが、そういうことを踏まえて資料の本文のほうに入っていきたいと思います。事例のところは私が説明させていただきますが、31 ページからの所感、教訓につきましては、もうすでにここから役割分担に入りますが、私どもの宵のほうから説明させていただきたいと思います。

ではさっそく表紙を開けていただいて 1 ページ目からです。本体の報告書を説明したときに、概要の概要だけご説明したら、もうちょっと詳しく説明したほうがよかったのではないかという声もありましたので、今日はいちおう項目はひとつと触れたいと思いますので、お付き合いいただければと思います。

ではガイドラインの第 1 部関連ということで、1 . モニタリング期間において、第三者から具体的な指摘があった場合の JBIC の対応ということです。ここについては事例としては実は一つしか挙げておりません。まず実施状況確認調査の対象の案件ですが、この追加情報提供についてはカテゴリ A 案件、全部で 30 案件が対象ですが、基本的にはその案件を対象としてこの報告書は取りまとめています。

その 30 案件で実際にいろいろ直接 JBIC のほうに指摘があった案件はあまりないんです。これは日々モニタリングをしたあれとして、30 案件に関してはあまりありませんで、そもそもないので、この報告書でさらにこの問いに対して挙げる事例としてはこの 1 件くらいしかなかったということです。

この内容は、融資の契約調印をした後に、サイトの一部が貴重な動物種の移動ルートになっているという指摘、それからサイト内に地域の固有種が生育している。さらにはサイトが保護区の候補地となっている。その三つの指摘があったということです。動物種の移動ルート、それから地域の固有種の生育については、私どもも環境レビュー時に把握していきまして、どういう対応をするかということもきちんと見ている内容だったのですが、三つ目の保護区の話は、当該国の保護区ではありませんで、国際的な保護区ということで、後からそういう話が浮上したということです。これについて改めて私どもはプロジェクト実施主体者に現状を確認して、さらには、特に大きな問題はないということを確認した上で、引き続き注意深くモニタリングをしていきますということで第三者に対しても報告をしていくといった事例です。

二つ目が、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合の、借入人を通じたプロジェクト実施主体者への働きかけということで、ここは三つ事例を挙げさせていただいております。

一つが、環境大気質のモニタリング計画の件で、もともと計画がなかったのですが、それを私どものほうからモニタリングをするようにということで要請して、了解を得て実施しているという事例。二つ目が温排水のモニタリングで、温排水のモニタリングをする位置がちょっと不適切ではないかということで、私どもが指摘して、モニタリングをする位置を変えてもらったという事例。もう一つが EIA の開示要求を受けた場合、情報公開についての関係で EIA の公開が義務づけられていないというものですけれども、こちらについても公開要求があったらちゃんと公開するようにという私どもの指摘を受けて了解したという事例です。

それから融資契約上の要求事項。これだけ読むとちょっとよくわからないのですが、一般的に例えばモニタリングをしますとかいった情報は LA に入っているのですが、そうではなくて、個々の案件に即したかたちで LA で規定して、先方、借入人に義務づけているものがあるかどうかといったコメントです。それに対してここでは二つ事例を挙げていまして、一つが住民移転の進捗状況等について報告を義務づけた例、もう一つが、貴重な動物種が関係するプロジェクトであったものですから、そちらのほうのモニタリングの報告を義務づけた例を挙げています。

バーッと駆け足ですが、4 ページ目に入りましてガイドラインの第 2 部の関連ということで、一つ目が代替案・緩和策の検討ということです。ここはガイドラインでもこういうことをやらなければいけないということになっているのですが、ここでは七つの事例を挙げております。一つ目を見ますと、例えばサイト選定に係る代替案の検討はどのようなかたちで行われたかということ、それからプロジェクトの設備、プロセスに係る代替案の検討。こちらのほうはかなり具体的に例示を挙げさせていただいております。

同じように 2、3、4 と代替案の検討を行った事例を挙げていますが、最後の 5、6、7 は実は代替案の検討がなされていなかった例として挙げているものです。一つ目は既存設備の拡張の案件であった。現地国法制度では代替案の検討を行うようにという規定があるのですが、そもそも既存施設の拡張ということなので、その施設に隣接していなければいけないということで代替案の検討が行われなかった事例です。二つ目が、すでに入札の前に現地国政府というか地方自治体がプロジェクトのサイトを指定してしまっていた。そ

れで入札が行われて、落札した企業、プロジェクト実施主体者は、それ以上サイトに係る代替案の検討ができなかった事例です。三つ目は立地・スペックがもう事前に指定されていて入札が行われた事例で、落札した企業にとってはもうその余地がなかったという事例を挙げています。

次は影響が重大なプロジェクトにおける専門家委員会等の設置ということで、ここは二つ、住民移転に係る委員会について挙げさせていただきました。その委員会の構成メンバーなど、かなり詳しく、表なども付けて事例を挙げさせていただいております。

次は社会的弱者に対する適切な配慮ということで、ここは五つの事例を挙げていまして、一つが Policy People という戦争の影響を受けた人への配慮、もう一つは先住民への配慮、それから 3、4、5 は女性に対する配慮の事例です。

次が生活水準、収入機会、生産水準の回復・改善ということで挙げていまして、ここで多く挙がっているのが、1 とか 2 は雇用の関係です。職業訓練の事例とか、雇用機会の創出。特に 2 . ではアンケート結果の表なども入れていまして、地域住民の関心事項、雇用のところがいちばん高いということがわかります。それに対してプロジェクト実施主体者がそういった地域住民の要望を受けたかたちで職業訓練をやったり、雇用の機会を優先的に地域住民に与えたりというかたちで対応している例を挙げています。3 . も基本的には雇用の話です。

4 . は主な生業がたまたま農牧業であった事例で、プロジェクトによって農地、遊牧地が減少する。そのために農牧業が活性化されるようなかたちでの対応策とか、さらにはその地域の持続的な発展というか生活基盤の確保のために観光業等の促進などもやっている事例などを挙げています。

6 番のところは、現地でヒアリングをした結果などを踏まえたかたちですが、実際に収入がどのようなかたちで向上したかということを表を付けて示しています。これは住民移転の関係ですが、移転前の平均月収は約 7000 円相当だったのが、表にあるように、かなり改善しているという事例です。

次に住民との協議、参加の促進ということで挙げております。一つ目が住民移転で、プロジェクト実施主体者と違う主体がやる。現地国政府が住民移転の実施主体になっているのですが、どういのかたちで住民移転をしていったかを、フロー図を付けて、その各段階で地域住民の参画を得ながら、また地域住民の声を聞きながら手続きを進めている事例を挙げています。

2、3についても、基本的には地域住民のインタビューとか説明会とかいった事例を挙げて、計画の早い段階から地域住民の声を吸い上げていくという事例ですが、特に3のところは、地域特有の言語を話せるスタッフなどを雇用して理解促進を図ったという事例を挙げています。

4、5も同様で、5のところはいろいろな手段、オリエンテーションや説明会、それからパネル展示、特別展、要するにこのプロジェクトによってどういった影響があるか、それにどういう対応が取られているかといったことを、地域住民の理解を深めるためにいろいろな手段を使ってやっているケースで、こちらも表などを付けながらお示ししているという事例です。

次にモニタリング結果のステークホルダーへの公開ということですが、ここは二つ事例を挙げております。一つがモニタリング公開がされてない事例です。現地の法制度上義務づけられてない。もう一つは一般に公開されている事例です。年に2回、地域住民にもニュースレターとかたちで配布をしている事例を挙げています。

次が環境アセスメント報告書の説明の言語ということですが、ここには実は一つしか挙げていないのですが、関連で補足しますと、当該国でEIA制度に基づいてEIAの報告書が作られていますので、基本的には現地の公用語で作られているのが普通です。国によっては公用語が2種類あるという場合は二つの言語で作られている例もありました。基本的にはそういったことなのですが、ここで挙げさせていただいたのは、加えてさらにプロジェクト実施主体者が、地域住民への理解を促進するために漫画等によって環境影響についての説明を行うということをやっていたということでここは載せてあります。

次に妥当性評価関連のところに入ります。一つ目がカテゴリ分類の妥当性、もう一つが環境レビューにおける確認項目の妥当性と続くのですが、カテゴリ分類の妥当性は、NGOさんのコメントは、こういった妥当性がチェックレポートなどを見てもわからないということでもありますので、実は環境レビューにおける確認項目の妥当性となっていますけれども、ここはどちらもウェブで公開しているチェックレポートの内容に関連するコメントでした。いずれにせよここはまずカテゴリ分類の妥当性は事例を挙げるというよりも、どちらかと言うとまず考え方について触れています。

基本的にはカテゴリ分類はセクターの大規模要件とか、影響を及ぼしやすい特性とか地域といった形式要件でまずはやるのですが、しかしプロジェクトによっては、さらに環境への影響について確認したほうがよいものもありますので、その場合はもう少しここにつ

いて深く確認をして、最終的にカテゴリの分類を決める場合もあるということです。

それで一つ鉾山拡張プロジェクトの事例を挙げていまして、形式要件でカテゴリ B ではあったのですが、拡張というところで、大きな影響を及ぼす大規模要件の関係でどうなのかというところもありまして、もう少し深く粉塵とか、廃棄物とか、騒音とか、そういうところについても確認をして、最終的に問題ないだろうということでカテゴリ B にしたという事例を挙げています。

次の環境レビューにおける確認項目の妥当性ですが、ここは先ほども言いましたように環境チェックレポートで記述が十分ではないのではないかとといったご指摘も背景にあるのですが、私どもは別に環境チェックレポートに書かれていないからといって全然見ていないということではなくて、基本的にはチェックリストに載っている項目については全部ちゃんと見ております。ただ、その中で何をチェックレポートに入れるかというところは考え方がちょっと違う。私どもが環境レビューをした結果として特に問題がないということについては、そこは環境チェックレポートに載せずに、もっと違う観点で、もう少し留意しなければいけない事項が他にあれば、そういうことをチェックレポートに載せていくといった対応を取る場合もありますので、チェックレポートだけを見ていると若干わかりにくいところが起きてしまっているというところがあるのかなということです。

次が環境アセスメント報告書、住民移転基本計画、先住民族計画等の質ということです。これは EIA 等の質が十分だったのか、不十分だったのかといった分析が実施状況調査報告書の本体のところには十分出ていなかったということです。ここは十分だと我々が考えている事例と、不十分だった事例を全部で五つ挙げております。十分だったであろうと思われるものは 1 番のプロジェクト A の場合と最後の 5 番のところですが、2、3、4 はちょっと不十分であった。例えば 2 番ですが、表の下に不十分な項目ということで列挙させていただいています。こういうところが EIA には記載がなかった。ただ、記載がなかったから確認していませんというわけではなくて、記載がなかったので、現地実査等、あといろいろクエスチョネアのやり取りなどで確認は私どもはしていますが、EIA の報告内容の質としては十分でないところがあったということで挙げております。

3 番も、いちばん最後に EIA の中で検討されていなかったものを挙げて、こういうところが十分ではなかったということを具体的に示しています。

4 番も同様です。EIA ではなくて、他の計画とか、工業地域の全体のマスタープランの中で検討されている事項が EIA から除外されていた。

最後の5番は先住民族の計画のところですが、こちらは当該国がILO条約の批准法に基づいて対応していて、よくやっている。先住民族計画もそれに基づいて作られているという事例を挙げています。

最後の二つですが、一つは具体的なケースですが、プロジェクト実施主体者によるEIAの公開がなされなかったケースです。これは本体の報告のときにも報告していますが、30案件のうち1件だけこういうのがあった。そこについて改めて私どもがなぜ妥当と考えたかということについて記載しています。質問に対する回答で答えている内容と同じようなところもあるのですが、基本的には当該国の法制度にのっとったかたちで判断されている。ステークホルダーが特定されないという判断を当該国はしているわけですが、その判断に対して一定の根拠が見出されたということで、最終的にJBICも妥当だと判断したということでここは書いております。

最後は住民移転計画が作成されていなかったケース。今回、30案件のうち住民移転があったのが6案件、そのうち大規模な住民移転があったのが4件、そのうち1件が住民移転計画が作成されていなかったということで、これはご報告してあります。それについて、ではどういう確認をしたのかということで具体的に書いてあります。ここは住民移転計画は作成されなかったのですが、当該国の法制度にのっとりて用地取得計画とか、用地取得補償・生計支援計画、撤去・移転計画といった計画が実は作られていました。その内容をその後かなり細かく記載させていただいておりますが、こういったかたちで私どもは内容を確認しまして、これであれば住民移転計画とほぼ同じ項目がカバーされているだろうということで判断をしたということです。

以上が事例のところですが、続きまして、宵に代わりまして、所感および教訓のほうに移りたいと思います。

【国際協力銀行 宵】

モニタリング結果確認作業を踏まえた所感および教訓という部分に関してご説明させていただきます。タイトルは「モニタリング結果確認作業を踏まえた」となっていますが、一部机上の調査というか、机上で改めて資料を見直して得られた所感、教訓なども含まれています。所感および教訓となっているのは、必ずしもすべてが何か教訓めいた話ではなくて、まさに感想みたいなものも多少含まれているのでこういったタイトルになっています。

まず一つ目は、プロジェクト実施主体による代替案の検討についてということですが、プロジェクト実施主体者が EIA で代替案の検討を一部できない、というかする立場にないケースがあったということが傾向として見られたということです。その原因というか背景としては、民活プロジェクト、例えば電力などの IPP 案件の場合、現地の行政、電力行政なのか、さまざまな行政機関ないしは地域の公社みたいなところが、立地とかスペックをあらかじめ指定して、そこで事業をやる方いませんかとかたちで入札にかける。

応札する側の企業としては、もうその場でプロジェクトをやる。スペックはこうですということが指定された上で、それを所与の前提として応札するものですから、受注して落札した後に、その企業がそこでプロジェクトをやるのか、場所はここでいいのか、スペックはこれでいいのかということに関して検討するという立場にありません。そもそももう応札している時点でそういうのは given ですからという場合があります。

先ほど事例のほうの紹介でもありましたが、同様に既存設備の拡張・増設とか、別事業、アップストリーム・ダウンストリームというか、製造業でも何でもいいのですが、他のプロジェクトと相互連関的なものに関しては、ある程度立地もスペックも限られてきてしまうというところで、立地やスペックに関する限りは、代替案そのものが限定されるといった場合もあります。

ですので、4 .のところに書かせていただいているのですが、そういった関係主体、我々が融資をさせていただく主体がそのプロジェクトにおいてどういう立ち位置にいるのかということに非常に制約を受けるということを感じた次第です。そういった中で、ガイドラインでの第2部のほうで代替案が検討されていなければならない。EIA に含まれていなければいけないということに関して、まさに工夫というのか、悩みがいろいろ生じているということです。

番のほうに移りまして、環境社会配慮の責任主体についてということですが、プロジェクト実施主体が環境社会配慮の責任主体ではない場合があって、そういうものに関しては、我々はあくまでプロジェクト実施主体に対して資金を提供する立場として、別主体である環境社会配慮責任主体に対して影響力を行使するのもかなり無理があるという局面も結構ありました。

特に先ほどの民活案件の場合とか、工業団地みたいなところに立地するプロジェクトに関してですが、例えば住民移転に関しては、その地域の行政主体とか工業団地が移転に関する責任を負っているという場合があります。当然自然環境面、例えば排出、大気へ

の塵とか、SO_x、NO_xに関する配慮はそのプロジェクト実施主体がやります。ただ、社会的な部分に関しては現地の行政機関が責任を負っている場合があります。そこへきてJBICとして、住民移転に関してはこういうことをやってくださいと言う場合も中にはあるわけですが、それに際して地域の行政主体からすれば、現地の法制でけっこう詳しく決まっているところを、なぜそれを逸脱しなければいけないのかという声も聞こえる。

これの背景としては、ここに書かせていただいているとおり二つあると思います。現地の地方行政機関にとっては、プロジェクトがあって、そのプロジェクトによる住民移転はちゃんと自分たちがやっていますよ。JBICさんって誰ですかというよりは、彼らにとってはプロジェクト実施主体は直接の関係者なのですが、JBICというのは単にそのプロジェクトに資金を貸しているだけですよという考え方というか姿勢というか、そういうものがあるので、何かJBICに言われたからやるというようなインセンティブがなかなかつかないのではないのかということ。

もう1点が、地方行政機関というのは、彼らの業務自体がそもそも現地法を根拠としていますので、現地法の縛りが強くかかっている。それを超えて何かやろうとすると、彼らにとっても追加コストを負ってやるということですから、地域の住民のみならず、広く納税者から批判というか説明責任が生じるということで、現地法で定められている以上のことに関してコミットすることに関してはそうとう抵抗感があるなという感じを受けました。

ただ、そういった我々として影響力を行使しにくい状況下にあっても、プロジェクト実施主体を通じていろいろなことに関して協力をお願いした。それでうまくいったケースが大半なわけですが、もちろんレスポンスのスピードとか、しづりに関してはまちまちであったという印象を受けています。

番目ですが、現地でのEIAおよびモニタリングレポートの公開についてということですね。EIAに関しては、先ほど松田からも経緯のところでも申し上げたかと思いますが、30件中29件が公開されていました。今回、何件かモニタリング結果確認で現地に行く中で、地域の住民の方々、被影響住民の方々と直接お話をする機会も持ったのですが、その方々に聞いてみると、EIAが公開されていることは知っていましたかと質問しますと、知っています。読みましたかと聞くと、読んでいませんとおっしゃる。読んでないのはなぜでしょうと聞くと、説明会などで詳しく説明を受けていますという答えが返ってくるわけです。

私が見てきた感じだと、EIAというのは内容的にもかなり専門的になってきますし、量も膨大なので、そういう資料をじっくり読み込む時間もなかなか取れないのだろうな。そ

ういう中で、説明会で詳しい説明をすとか、先ほど事例でも出てきましたが、漫画仕立てのパンフレットを作成するなどしていろいろ工夫しながら、プロジェクトのプラスの影響のみならずマイナスの影響、またその緩和策に関していろいろ広く知っていただくという努力が大切なのだろうなと考えた次第です。

モニタリングレポートに関しては、旧共産主義国とかイスラム圏の国でモニタリングレポートが公開されていないことがありました。傾向としてそういうことが見受けられたということですが、一般化するのはなかなか難しいのかもしれませんが、旧共産圏、イスラム圏においては、行政機関がモニタリングレポートを確認・承認することによって、人民が総体として確認・承認したというような、政治思想的な背景があるのだろうな。ただ、その政治思想というか文化思想みたいなものは、我々がいきなり行って、真正面から否定できる立場にないので、これもなかなか難しい。まさに教訓というのか所感というのか、難しい問題だなと思っている次第です。

プロジェクト実施主体による地域住民との協議およびそれを踏まえた対応についてというところで、これも地域住民の方にヒアリングをすると、大きく二通りに反応が分かれました。一つのパターンとしては、プロジェクトの工事とかオペレーションがまだ始まっていないケースでは、漠然とした不安があります。

具体的な懸念とか心配事はありますかと聞いても、プロジェクト実施主体者といろいろ協議をする中でほぼ解決済みですという答えが返ってくるのですが、なにぶんまだ工事も始まっていないし、オペレーションも始まっていないので、実際にどういう影響が本当に起こり得るのか。起こり得る影響に関しては説明は受けている。聞いてみると、具体的な内容も承知はしているのですが、本当にその程度の影響なのか。もっと少ないのか、もっと多いのかとか、約束してくれた緩和策みたいなものが期待どおりの効果を発揮するのかといったことに関して、実際にそのときになってみないとわからないという要素が最後の1%ぐらいはありますので、そこに関して不安を感じていらっしゃる方もいた。

一方で、プロジェクトがもうオペレーションに入っているケースにおいては、むしろ雇用が生まれた。プロジェクトそのものからもそうですし、プロジェクト実施主体がいろいろ行った社会貢献というか、社会開発プログラムみたいなものを通じて雇用が創出されて、地域が非常に潤っています。負の影響に関して、思ったほどではなかった。思ったほどではなかったというよりは、説明を受けていたとおりだったというような反応で、プロジェクトに非常に感謝しているという反応もありました。

この二通りの反応を見るにつけ思うのは、プロジェクトが実際に始まってみないと、100%sure な状態で安心をするという状況を作り出すのはなかなか難しいのだろうな。誰もタイムマシンを持っていないので、実際にそのとき、その場になってみないとわからないことは、当然人間誰しも不安に思うことだと思います。ただ、そういう不安をできるだけ最小化していく努力、それは直接の対話、協議の場であり、地域のいろいろなイベントでの貢献であり、いろいろな緩和策の説明であり、そういう努力を続けていくこと自体が一つ有効なことなのだろうと思う次第です。

次が地域住民の主な関心事項についてというところですが、ずばり結論から言うと雇用です。雇用といっても、プロジェクト実施主体からすると、たぶん二つのコンテキストがあるのだろうな。一つは、まさに影響を受けるというか、住民移転の対象の住民、それから例えば農地を移転しなければいけないといった方々の生計回復、収入機会確保。それからプロジェクトの利益の地域社会への還元としての現地雇用です。

一つ目の住民移転、経済的移転が伴う場合の生計回復、収入機会の確保というのは、これをやらないと地域住民との信頼関係はなかなか作れないのではないかと。それに加えて利益の還元としての広い意味での現地雇用の促進することによって、より現地の方々の理解を得られるのだろうなということです。

次が JBIC ガイドラインの認知度。これは関係主体によってばらつきがありました。プロジェクト実施主体は、融資を受けるにあたって当然読んでいるものなので、みんなよく知っている。ただ、先進国企業とか、国際的に活動している企業ほどよく勉強して知っている。現地資本とか、そもそもプロジェクト実施主体が公的機関、行政ということになると、どちらかと言うと現地法に焦点を当てて見ている傾向がありました。

現地の行政機関当局においては、JBIC ガイドラインの認知度は高いとは言えない。低かったと言わざるを得ないと思います。これは先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、現地の行政機関というのは、彼らの業務の根拠がまさに現地法ですので、そこを踏み越えて何かをやるということはなかなか難しいのだろうなということです。

次が被影響住民、地域住民の方々に関しても JBIC ガイドラインの認知度は低かったと言わざるを得ません。彼らから見えているのはプロジェクトであって、そのプロジェクト実施主体者と対話のチャンネルがあれば、そこで彼らは彼らが持っている懸念とか考えを伝える先もすべもあるので、まずはそこに行くというのが当然考えとしてはあるのだなと思った次第です。

最後にプロジェクトおよびそれを取り巻く諸条件、JBIC の関わり方の多様性についてということですが、今回モニタリング結果確認でいくつかのプロジェクト、いくつかの国を訪問した中で、プロジェクトによってだいぶ事情が違うな。だいぶどころか、ここに列挙させていただいているすべての変数が、それぞれみんな固有のものを持っている。多様性とここでは表現しているのですが、こういう多様性を考えると、それぞれのプロジェクトにおける環境社会配慮というのは、それぞれのプロジェクトで最適なものは異なり得るのだろうな。One size fits all というか、画一的な手続きとか要件とかいうのを押し付けるだけだとなかなかうまくいかないなと考えました。

ではそれぞれのプロジェクトにおける最適な環境社会配慮が何なのかということ、それはそれぞれなので、そのケースにおいていったいどういうことをすればいいのか、何が最適な環境社会配慮なのかと、オーダーメイドというか、それぞれに考えて、それは JBIC のみならず、プロジェクト実施主体もそうですし、現地の行政もそうですが、全員でそれを思考して対話をしていくということが大切なのだろうな。それをやらしめるとするか、それを関係者みんなにまさに懲憑するというか、みんなで考えていこうよというガイドラインがこれからの先進的なガイドラインということになるのではないかと考えています。

私からは以上です。長くなりました。すみません。

【司会】

ありがとうございました。先ほどございましたように、この内容につきましては、今日皆様にお配りしたということですので、持ち帰って読んでいただいて、次回にということですが、ご意見、ご質問等ございましたらこの場で。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ただいまたいへん丁寧なご説明をいただきましてありがとうございました。私ども NGO グループで、今年 1 月だったと思うのですが、環境社会配慮ガイドライン実施状況確認調査の追加調査の要請文を出させていただいて、それについては松田さんからご説明があったとおりですが、かなり遠慮会釈なく、私たちとしてはこういう点が不明である。こういう点が物足りなく感じている。こういう問題意識を感じているということを出させていただいたのですが、それを柔軟に、真摯に受け止めていただきまして、たいへん感謝しております。

内容につきましては、今日のご説明を踏まえて、またクラリフィケーションさせていただきたいところ、それからいくつか解釈の差といたしますが、反論したい点などもあるのですが、非常に密度の濃いコンサルテーションをやっている中こうした調査をされたことは、非常に大変なことだったのではないかと想像しております。また今日のご説明も、ネガティブな情報もきちんと出していらっしゃるというところに、非常に JBIC さんの誠意を感じた次第です。

全般的なコメントとしましては、非常に密度の高い調査をされているとは思いますが、調査手法が、口頭でご説明があったところが最初に書いてあると、読む人にとっては調査の前提がわかるのかなと感じました。それから最初の特に事例に関して書いてあるところですが、できれば国名も書いていただきたかったと私は感じているのですが、おそらくそれは相手方との関係などで無理だったということなのだと思います。

ただ、どのプロジェクトが、例えば火力発電プロジェクト A というものが、次のページの火力発電プロジェクト A と同じものなのか、違うものなのか。プロジェクト全体としての文脈が見えづらくなってしまっていて、あるプロジェクトのある部分を切り出しているようにも見えなくはないので、そこらへん一貫性を持って、あるプロジェクトはある A とか B とか C で表現していただけると、こちらもそのプロジェクトの全体像が見えるのかなと感じた次第です。

同じようなコメントですが、各ポイントについていくつかの事例が紹介されていて、必ずしもいい事例ばかりではなくて、JBIC さんが問題と感じられた事例も書かれてはいるのですが、全部で 30 件とおっしゃいましたが、やられた案件の中で 1 件紹介されているとしたら、残りの 29 件は、口頭ではご説明されていましたが、最初の 1 . であれば、直接 JBIC に他の案件は指摘がなかったとかいう 1 行も、他の案件はどうだったかということを書いていただけるとたいへんわかりやすいのではないかと思います。私からは以上です。

【司会】

ありがとうございました。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございました。今いくつかコメントを頂戴しましたが、まず調査手法を最初

に書いたほうがよかったのではないかとこのころです。確かにそういうことは私どもも検討しましたが、あくまでも調査報告書としては、昨年の 11 月にご報告したものがいちおう本体ということになっていまして、これは NGO の皆様のコメントを踏まえたかたちで追加的に行ったものということもあったものですから、そのへんの調査手法については書面ということではなくて、冒頭私のほうから簡単にご説明させていただくようなかたちにしたというところはあります。

国名については、そもそもカテゴリ A 案件は 30 案件しかなくて、最初の報告書にも国ごとの案件数はお示ししているのですが、一つの国で 1 件とかいったかたちしかない場合もありますので、前々からお話ししていますように、私どもは民間の企業さんとの関係がありますので、案件が特定されてわかってしまうということに関しては、企業さんからのご理解を得られないということもありまして、それで国名までは書けなかったということですので、ここはご理解いただければと思います。

プロジェクトの統一感、要するに同じプロジェクトで各項目ごとに A とか B とかふるのではなくて、同じプロジェクトだったらずっと A で通すということだと思いましたが、これはどうでしょうか。確かにそういうことで対応しても別に悪い……。

わかりました。ここは宵に任せたいと思います。

残りの案件についてどうだったかということですが、例えば住民移転は 6 案件しかないとか、カテゴリによって環境の影響の項目のあれによっては案件の数は非常に限られてきてしまうところもありますし……。例えば雇用の関係、生計手段のところなどは、30 案件全案件で検討されているとか、いろいろな対策は取られているとか、そういうところもあります。もしどうしてもそういうところが必要ということであれば、書面で質問とかコメント等をいただくことを予定しておりますので、そちらのほうでと思いますが……。

後でコメントをお願いするときにお話ししようかと思っていたのですが、いちおう論点の整理、協議を今までかなりやってきていまして、この実施状況の調査も改訂に向けたかたちでやっているというところもあります。今後、私どもはここで行われた協議を総括して、改訂の方向性などを取りまとめていって、議論をまたさらに深めていって、具体的に対応していこう、検討していこうと考えているのですが、この実施状況確認調査についても、別に質問を受け付けないとか、疑問点があれば、もちろんそれにはお答えいたしますけれども、できれば今後のガイドラインの改訂に向けた議論につながっていくようなかたちでコメントをいただくほうが今後の議論には資するのではないかと考えています。

特に今まですでに挙がっている論点と、この実施状況調査で、特に追加情報の今日ご説明させていただいた項目で重複しているとか、オーバーラップしている部分もありますので、今回私どもが報告をした事例から、例えば皆さんがすでに挙げている論点の中で、こういう事例もあったので、こういうふうな工夫が必要なのではないかとか、そういったコメントとかご意見、さらに新しい論点がこの中で皆さんの目からあれば、こういうところを改善したほうがよいのではないかということがあれば出していただく。そういったかたちで今後コメントを頂戴できれば、双方にとって非常に意義があるのではないかと考えております。

これはコメント依頼をするときにお話ししようと思っていたのですが、そういうことも踏まえたかたちでこの報告をもう一度見ていただければと考えております。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 宵】

先ほど満田さんが一貫性とおっしゃったところで、プロジェクトAならAで同じプロジェクトの記述にしてほしいということですが、これも国名を明らかにできないのと同じ理由で、プロジェクトの全体像が見えるということは、すなわちよりプロジェクトが特定されやすくなるという事情がありまして、それを前提に今回ご説明させていただいたものを書いたならば、もっと情報量が限られたものになっていたであろうと思います。

したがって今からこれを組み替えて、プロジェクトAはこの紙の中でずっとAですということにすると、企業さんとのあいだでもいろいろと問題が生じてくるということですし、それをやると、個別案件に関してお話をするのがここでの趣旨ではないにもかかわらず、そういう話にどうしてもなってくる。ここはガイドラインの第2部で挙げられている各項目ごとにいろいろと傾向をあぶり出すために事例をぶつ切りで挙げさせていただいたというところでご理解いただきたいと思っています。

それから例えば1件しか事例が挙がっていないところで、他の案件はどうなのだ。例えば他の29件は特に何もなかったという記述が1文あればということですが、ここで挙げさせていただいた事例はあくまで事例として、30件網羅して全部書いていますというものではないです。前回、実施状況確認調査の本体を半年以上前に発表させていただいたとき

に皆さんからいただいたご意見で、事例を挙げて検証してくださいということだったので、あくまで事例として挙げさせていただきました。30件全部を記述するという趣旨ではありませんので、そこもご理解いただきたいと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ありがとうございました。確かに要請の中では事例調査をということをお願いさせていただいて、現に事例調査をやっていたのですが、30件という数字を出したのが間違っていたのかもしれないですが、現地調査なので事例調査を数件か10件かわかりませんが、されたわけですね。その中で例えば最初の1の第三者からの指摘があった場合におけるJBICの対応ということで、5件か10件の事例調査の中ではどういう感じだったのかということが知りたいなと思ったのです。ただ、それについてはまた別途コメントなどで触れさせていただきたいと思います。

それからプロジェクトが特定できるからということですが、たぶん特定できないと思います。そういうことで、そうすげないことをおっしゃらずに、ご検討いただければありがたいです。というのはやはりプロジェクトの文脈を理解することも個別の記述を理解する上で重要なのかなと思ったのです。松田さんがおっしゃったガイドラインの改訂の論点と結びつけたコメントをということについては、それは全くそのとおりだと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

今の満田さんのお話に付け加えるかたちになるのですが、私たちが提出させていただいた要請書の中では、やり方として、もうちょっと具体的に案件についてきちんと調べていただきたい。そのために現地に行って事例を見ていただきたいということも挙げさせていただきました。その他にそもそも調査のスコープが狭いのではないかと十分にガイドライ

ンの要件を全部網羅していないのではないかということも申し上げました。これは若干別の話でして、おそらく今回の追加情報の中では、前半のほうで今まで私たちが聞いていたスコープの問題と、どういうふうに読むのかよくわからないのですが、実際に見てきた結果が結構ごちゃごちゃごちゃと入ってしまっていて、どこがどれに対応しているのかがよくわからないのです。

例えばということで、今の満田さんの話を敷衍するだけなのですが、モニタリング結果のステークホルダーへの公開の問題というのがあります。この点については、当初の報告の中では具体的に何件が公開されて、何件が公開されていなかったということをご報告がなかった点です。私たちのほうから質問したところ、詳細にはカウントはしていないけれども、確かガイドラインに沿って公開をうながしているというお答えをいただいた部分だと思います。

今回、その点についてもいろいろな情報が出てきていて、20 ページに2件取り上げていただいて、1件ではこういうふうに公開されていた。もう1件ではこういうふうに公開されていなかった。それとは別に、所感のほうで、旧共産圏ではこういう背景があって公開しないということが実態としてありますということをご報告していただいていると思います。

私としては、では残りのはどうだったのだろうということがやはり気になってしまう。それはただ単に興味があるということだけではなく、この間、情報公開の議論の中でモニタリングの報告書の公開はどうだろうかという話はすでになされてきていると思います。その中で実際に現地で公開されている場合どういうことができるのか。あるいはいないときに何が公開できるのかということはすでに議論されていたわけですから、そういうことを考えると、例えばモニタリング結果が実際に現地でどういうふうに取り扱われているのかということは、この2件以外のはどうだったのだろう。旧共産圏と書いてあるけれども、他の旧共産圏がどうだったのかとか、あるいは共産圏でないところでは、これを読むと基本的には公開されていたのかなとか、いろいろな疑問が出てくるので、そういった点についてはまた紙は出させていただきますが、そういう背景もありまして、もうちょっと知りたい情報がいろいろ浮かんでくるなと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

今、福田さんから二つ大きくコメントをいただいたと思うのですが、まず調査スコープのことは本体の報告書をご説明したときにもお話ししたのではないかと思うのですけれども、いちおう調査としては、ガイドラインに書かれているものについては、私どもとしてはひと通り見ております。ただ問題は、報告書にまとめるときにそれをどうするかたちでまとめるかという問題だけだったと私どもは思っておりますので、そこはご理解いただければと思います。

【司会】

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

ご説明ありがとうございます。私のほうから1点質問ですが、各項目について、特に住民移転関連とか社会影響に関する記述について、その情報が事業者へのインタビューから出てきたものなのか、もしくはペーパーのものから出てきたのか、もしくは住民に聞いて出てきたものなのかというところをもう少し教えていただけたらなと思いました。例えば29ページの真ん中あたりに 補償金の支払いという項目があります。これについては、いろいろな規定があって、その規定に従って補償金が支払われているというふうに書いてあるわけですが、よくあるのが、本当はそうなっているのだけれども、実際に住民に聞いてみるとどうも違うということもありますし、これは一例ですけれども、果たしてこういう情報がどこかで出てきて、もし住民に聞いたのだとしたら、だいたい何人ぐらいに聞いたのかとか、そのあたりの情報も少し教えていただけたら理解の助けになるかなと思しました。

【国際協力銀行 藤井】

いろいろと知りたいというか、もうちょっと追加の情報をとということは内容的にはわかるのですけれども、先ほど松田や宵のほうからもお話をさせていただいたとおり、我々の理解としては、今回のガイドラインの改訂に沿ったかたちで、かつ実施状況調査の本体との関係もありますので、いちおう我々の理解なりにできるだけ要求にお応えしました。い

ろいろとお話をうかがっていると、冒頭の満田さんからの話をうかがっていると、カテゴリ A30 案件について JBIC が調べたことすべてについて出せと取れないこともない。そうではないとおっしゃるかもしれませんが、我々としては、この対象はだいたい3年半から4年ぐらいだと思いますけれども、その案件すべてをもう一回、4年間にわたってやってきた仕事を、この短い期間について全部調べ直せと。調べ直した挙げ句、全30件についてすべて同じように出せというふうに、ここまでがんばって作業をしてきた人間を代表して、どうしてもそういうふうに聞こえてしまいます。

ガイドライン改訂で有意義なコメント、有意義なご要望であれば、我々もどんどん情報は出させていたきたい。もちろんこれまでご協力いただいている民間企業の方々、現地政府の方々のご協力もありますけれども、そういった方々の追加的なご協力とかご理解も得ていくことになるわけですし、そのへんは結果的にペーパーを見せていただかなければわかりませんが、我々のほうで判断させていただいて、できるものはやらせていただく。できないものはご勘弁いただくということをご理解いただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

追加情報の確認調査のご説明ありがとうございました。私の感想ですけれども、実情の背景という言葉はちょっと変かもしれませんが、そういう状況がわかりやすい資料としてご提出いただいたと思います。今回ガイドラインの改訂に関するコンサルテーションというかたちでこの状況の調査をやっていただいているのですが、この状況調査そのものについての議論ではなくて、この状況調査を参考に改訂にどういうふうに反映していくかという議論の場だと思います。実際にいろいろな論点がこれまでいろいろなかたちで出てきて議論をさせていただいていますけれども、そういう論点を考えるに、なるほどこういう状況が背景にあったのだなというかたちでも、私自身ある程度理解できた点もあります。

ここで何点が考察とありますが、書いている中で、国の事情、もしくは場合によっては宗教的な事情で、かなり違う状況があるのだなということと、ここに書かれていますけれども、強制するというよりも、うながしていく必要があるというような JBIC さんのお考えもあるということで、このへんをどういうふうにうまく実務的に実施していけるかどう

か。そのへんがうまく機能できるようなかたちにできたらいいなと私は感じました。以上です。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

2点ほどあります。1点目は、先ほどの藤井さんの発言についてですが、まさにガイドラインの改訂の議論の中でやっている調査であって、そのために必要な情報を提供していただいているということであるということは、そのとおりだと思いますので、こちらも今後コメントを出させていただく際には、この一連の議論の流れと、どのように関連するのでこの点の情報が欲しいということは、できるだけわかりやすくお伝えしようと思います。

もう1点ですが、追加情報の中で、最後のほうに所感と教訓ということで出しているのですが、この追加情報提供ないしその間行われたさまざまな作業の中から、JBICさんのほうで現在のガイドラインの議論のこの論点表の中で、何か付け加えるようなことが出てきているとお考えなのか、あるいはこれはこれで調査ということで一つクローズして、論点自体は今挙げられている論点を今後は進めていくというふうにお考えなのか、その点を教えてください。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

今の福田さんのご質問に対しては、基本的には私どもは新たな論点はここから出てきていないと思っています。今もうすでに論点整理表には60ぐらいの論点が挙がっているわけですし、先ほども言いましたように、ここで今回追加情報した項目もほとんどオーバーラップしていると思っておりますので、今すでにやっている論点整理表の中で協議を続けていきたいと思っております。

その前の清水さんのコメントに対してですが、どれが現地で、どれが書面で、その区別をはっきりしてほしいということだったのですが、実際にはそこはもう一緒に取り

まとめているところがありまして、書面もあれば、それをベースに現地に行ってヒアリングをしていることもありますし、それだけではなくて、今回のモニタリングを一つのきっかけにして、現地でヒアリングをしたものだけではなくて、日々私どもはモニタリングをしていますので、そういうところから出てくる情報なども踏まえながら総合的に事例を取りまとめているところもありまして、きれいに切り分けはできないところもありますので、そこはちょっと難しいとお考えいただければと思います。よろしく申し上げます。

【司会】

はい、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

改めて何かコメントとか質問を詳しいかたちで出すということになると思うのですが、その前に、基本的なことで、満田さんも同じようなことをおっしゃっていたかもしれないのですが、お話を聞いていて、この中で該当案件がこれだけしかないですよという場合と、いろいろ事例はあるのだけれども、その中でこれだけの事例を挙げましたというものとあると思ったのです。もしくは該当案件がこれだけしかなかったというものを挙げていらっしゃるのでしょうか。そのへん、もしささっとわかるようであれば、どれについては該当案件がこれだけしかなかったものなのかを教えていただけると……。

例えば1番とか2番は対象はこれだけだったということはわかるのですが、他のところについて、これはどうだったのだろう。該当案件がこれだけしかなかったのか、それともいくつかあったうちこれだけの事例を挙げていらっしゃるのかということがいまいまいわからないものがあつたので、もしそういうのは書面でお聞きしたほうがよければ、そういたしますけれども。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 宵】

ご質問ありがとうございます。皆さん何件中何件というところにすごくこだわっていらっしゃるようなのですが、事例のところはあくまで事例であって、別に何件中何件という

ことはそんなにクローズアップされるべきところではないのかなという気がしています。まさに何件中何件というところで何をお知りになりたいのかなと思うと、傾向とか、大きな流れとか方向とか、そういうことがお知りになりたいのだろうな。そういうことであれば、後ろのほうに付いているモニタリング結果確認作業を踏まえた所感および教訓のところに、そういった傾向みたいなものが、もちろん件数は明示していませんが、これを見ていただければ、我々として感じた傾向が書いてあるということですので、ここからさらに何件中何件というところを明らかにすることによっていったい何が得られるのだろうというところが、いまいち私にはよくわかっていないということです。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【宮渕さん】

個人の立場ですけれども、今のお話をお聞きしまして、ガイドラインの改訂といったときに、今回の現地追加確認調査の結果がどのように生かされるかということ考えた場合に、ケース・バイ・ケースで違いがある。そのときにガイドラインをあまりにもリジッドな状態に規定してしまうと、実行でかなり難しい面があるということはこの現地報告書から読み取るべきだろうと思います。要するにパーセントが何パーセントだからこの方針に決めようとかいうことでは実際の環境社会配慮確認の作業をやっていくのは難しいということではないかと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。はい、どうぞ。

【Foe Japan 清水さん】

先ほど松田さんが宵さんから、今回のこの調査から導き出される新たな論点はないという話をいただいたのですが、逆にこの調査から見てきた、今までの論点に資するようなポイントは、今、宮渕さんにご指摘いただいたこととか、個別の論点に関連するようなところはJBICさんとして何かあるのでしょうか。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 宵】

もちろん論点整理表にある論点を引き続き議論していく中で、そういえばこの情報があったよねとかいうのはあると思うのですが、ここから何か独立した論点が出てくるというようには認識していません。ただ、もちろんガイドラインの外で、例えば JBIC ガイドラインの認知度とかいうところで、プロジェクト実施主体だけではなくて、広く皆さんに知れ渡るような広報活動をしていきたいなというところではありますが、ガイドラインそのものをこう変えなければいけないというところは、少なくとも私どもは認識していませんということです。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

先ほどの神崎さんの発言に対する宵さんのレスポンスについて、私は2点よくわかりません。1点は、何件中何件になんでこだわるのかというのは、具体的に例えばこういう困難な場合があるということがここに1件書かれているときに、それをどうやって取り扱えばよいのかというのは私たちはわかりません。JBIC の皆さんは作業の中でいろいろなものを見ていて、JBIC としての所感なり教訓はここに出てきているわけですが、私たちはここに書かれていない他のものはわからないわけですから、私たちがのり所感なり教訓というのは、もう少し情報をいただかないとわからないという趣旨でたぶんおうかがいしていると思うので、JBIC としての所感や教訓はここに書いてあるではないですかと言われると、それは違いますというふうにお答えしたいと思います。

もう1点ですが、先ほどの神崎さんの質問は、少なくともこのペーパーの中で全体像が見えないものについて全部数字を出せという話ではなくて、あくまでどれがこれが全体像であって、どれがあくまでサンプルとしてここで事例として示しているものなのかの仕分けをしていただきたいという話だったと思うのです。別に全件について何件中何件だったのかということをご自分で今すぐ答えるということではなかったと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございます。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤井】

正直申し上げますと、先ほどから何が例で、何がここしかないですという話にお答えしようとする、たぶん今ここにいるメンバーは誰もわからない。わからないというのは、たぶん別のところに行けば、膨大なデータの中から、ここはどうだったかな。例えばここに5件あったとすると、これは6件だったかな、5件だったかなという漠然とした記憶は直接作業した人間はたぶんあるとは思いますが、我々は限られた時間の中でガイドラインを改訂しようとしていますので、それだけの膨大な労力をかけてやってどういうガイドライン改訂になるのかというのは、それがわからないから教えてくれというのは、ご意見としてはわかりますけれども、そのへんの判断も含めて、実際に先ほど福田さんからどうして必要なかは教えていただけるということもあったので、例えば件数が必要であれば、そういう点も踏まえていただければ、ちょっと検討させていただけるのかなとは個人的には思います。

【日本プラント協会 長田さん】

件数の件ですが、事例としてよかった事例、それからこれはちょっと課題かなという事例が紹介されていますけれども、例えば論点のほうで挙げられている、ここはこういうふうにガイドラインを改訂もしくは検討すべきでないかという論点についても、ではその課題が全体の何割以上を占めているからこれは論点として挙げたのだという論理では出てきてないと思います。たとえ1件であってもよくない事例があれば、それは解決すべき問題として検討を進めていくべきだと思いますので、件数にこだわる必要はないのではないかと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

何度も件数のことでやり取りしてしまっていて、いろいろご意見をいただきましたので……。先ほどもちょっと申し上げましたが、できればこの報告は今後のガイドライン改訂の議論に資するようなかたちで集約していきたいと思っていますので、この場で一度そういう発言をされると、どうしてもその主張にこだわってしまうところもあると思いますので、もう一度ご検討いただいて、どうしてもそれはこの論議に必要なのだということがあれば、それを付記していただいて、これこれこういうこととということこちらのほうに出していただければと思います。

実質的な協議は次回にということ冒頭からお話ししていますので、この場で特段なければ、再三申し上げますように、もう一度読んでいただいて、今後のガイドライン改訂の議論に資するようなかたちでのコメント、意見を、できれば可能な限りそういった方向でご検討いただいて、もちろん普通の質問も受け付けないというわけではありませんけれども、そういったことを中心にご検討いただいて、あまり日にちはないのですが、17日（木）までに出していただければと思います。こちらもそれを受けてから必死に回答づくりをしなければいけない。しかも海の日が入っているということもありまして、17日までによろしくお願ひしたいと思ひます。

特になければこれで実施状況のほうは終わりたいのですが、いかがでしょうか。

【司会】

よろしいでしょうか。今お話がございましたように、もう一度お持ち帰りいただいて読んでいただいて、ご質問、ご意見等を JBIC/NEXI のほうにお出しいただいて、それをベースに次回 24 日に改めて議論をさせていただくということですので、特段これ以上のご質問等がなければ、この話はここで一旦切らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは本日の実施状況調査に関する追加情報提供に関する議題はここで終わりにさせていただければと思います。

若干早めですが、ちょうどきりがよろしいようですので、ここで 15 分ほど休憩を取らせていただいて、それから後、具体的な論点の残っている部分について議論をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

ではそのようにお願ひいたします。

(休憩)

【司会】

そろそろ時間ですので議論を再開させていただければと思います。

これからの時間を使いまして、これまで進めてまいりました論点整理のうちの議論がまだ残っている部分、具体的には論点 19 からということになるかと思いますが、それにつきまして議論をさせていただくことにしたいと思います。

まず最初に JBIC から説明をさせていただくということですので、よろしく願います。

【国際協力銀行 松田】

議論に入る前に 1 点お詫びと、1 点確認です。お手もとに、ずっと今まで使っている本編、本体の論点整理表と、それから論点整理案の追加分と二つ表をお配りしているかと思いますが、本体のほう、今までずっと使っていた論点整理案は実は前回から変わっていません。変わっていませんが、今日お持ちになっていない方もいらっしゃると思ったものですからご用意しました。前回、藤平が前々回からの変更点としてご説明した網掛け部分がそのまま残ってしまっていますが、これは今回の変更分とか追記分ということではございません。消し忘れてしまいまして申し訳ございません。

一方で、追加分のほうですが、久しぶりに皆様にお配りすることになります。前にお配りしたのが確か 5 月のときの第 6 回だったと思いますが、そのときからコメントが若干提出がありまして、それを今回加えています。そこが網掛け部分として載せてあります。6 ページ目と 7 ページ目、それから 8 ページ目にそれぞれ網掛け部分があるかと思いますが、そこが前回お配りしたのから追記されている部分ですので、よろしくお願いいたします。

では、19 の論点の議論に入りたいと思います。いつものように、まずこちらのほうから私どもの考えを説明させていただきまして、その後、ご提案された方からコメント、ここは書かれていることはすでに読んでおりますので、補足のことがあればご説明いただくというかたちで議論を進めていきたいと思います。いちおう 19-1 と 19-2 の二つに分かれているのですが、こちらのほうの考え方は二つとも一気に簡単に説明させていただきます。

19-1 の論点ですが、論点整理表に書かれているように、提案としてはステークホルダーとの協議について、事業者により直接的、また間接的に影響を受ける住民や発言力の弱い

社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえて行うということでご提案をいただいている部分です。

ここについて私どもの考え方としましては、すでにガイドラインのところで影響スコップを検討する……。これは第2部のところでも、二次的、派生的な影響も含めてスコップを、その他にももちろん住民とかそういうことも含まれるわけですが、すでにガイドラインの中にそういった規定がありまして、私どももそのガイドラインにのっとってステークホルダーの確認はやっております。

NGOの方々からコメントをいただいております、それを拝見しますと、こういった事例があったということがいくつも出てくるのですが、そういった事例があったということは私どもも情報としてありがたく受けますが、今後ステークホルダーの確認にあたっては、より注意深くやっていきますということかなと思っております、このご提案がガイドラインの改訂のほうにどうかたちでつながっていくのかということはこのご提案からは見えないというのが私どものあれでして、現行のガイドラインのままで特段問題ないものと思っております。

19-2は、ご提案としては環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーからからの主要な意見とこれに対する対応状況は各環境社会配慮に関する主要な文書の一部として公開されるべきである。EIA以外の、ここでは主要な文書ということで、それについての協議記録を添付して公開すべきだということだと思うのですが、ここについても、私どもは地域住民とかそういったステークホルダーとの協議は重視して、ガイドラインでもそこは確認するということになっています。EIAには、必ずではないですが、原則として協議記録を添付するよというよということで、EIAについてもガイドラインで規定しているということです。

そういう中、例えば住民移転のところでも議論をしましたが、住民移転でもNGOの方々からのご提案として、住民移転計画に住民との協議記録を添付ということをおっしゃっていたかと思いますが、実際には世銀のOPはそこまで規定はしていない。NGOさんのほうから、世銀を超えるご提案があったということですが、世銀でも、これは住民移転の例ですが、やっていないような部分がある。ですので本当にそこまでやる必要があるのかというのは私どもはわかりません。

情報公開のところなどで再三にわたって私どもはご説明しておりますが、今はEIAについて情報公開するわけですが、今後は検討として、現地で作成されて承認されて公開され

ている文書、EIA と一体をなすような文書に関しては、今後、私どもとしても情報公開していくほうがいいかなということで検討しているという状況ですけれども、それと本件も同じだと思っていまして、当該国で、住民移転計画とか、他の EIA 以外の文書についても、協議記録の作成をするようにと義務づけられているとか、それがまた公開されるようになっていくということであれば、私どももそういうかたちで対応はするというふうに思っておりますけれども、そうでないものまで、ましてや先ほども言いましたように、世銀でもやっていないようなことをガイドラインで書くということは疑問に思っております。

何度も申し上げますように、だからといって私どもは地域住民などの協議をないがしろにしようとしているわけではなくて、そこについてはガイドラインでもちゃんと確認することになっていまして、必ず案件のレビューをするときにそこは確認をしていますので、今のガイドラインのままで十分大丈夫だと考えております。

以上が私どもの 19 の論点に関する考え方です。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ありがとうございました。私どもとして、ステークホルダー分析、それからステークホルダーとの協議の記録についてですが、松田さんがおっしゃったとおり、私たちの経験に基づきまして、ステークホルダー協議というものがいろいろと課題を残すような部分もあるのではないかと問題意識に基づきまして、実はこの部分についても私どもとして非常に迷って、いったいどうすれば……。確かにおっしゃったように現行ガイドラインでも協議というものは非常にきちり書いてありまして、ひょっとしたらオペレーションの話を我々は議論しようとしているのではないかと思いつつ、迷いに迷ってこういう提案をさせていただいた次第です。私どもはこういうことを例えばガイドラインに書けば、もうすべての問題が解決するとは全然思っておりませんで、おっしゃったとおり個別の案件ごとに注意深くやるしかないのかなということについては同感です。

その上で、再度私のほうから 19-1 について、それから他の人からの 19-2 についてちょっと補足させていただきますと、19-1 については、繰り返しになってしまうのですが、ステークホルダー分析という言葉が適当だったのかどうか、ちょっと私は自信がないのです

が、要は事業により影響を受ける可能性のある人たちが漏れてしまっているケースがあるのではないかというのが1点。それから、その人たちの十分なバックグラウンドの把握がされていないがために、ひょっとしたら協議というものが形骸化してしまうような例があるのではないかといったような問題意識で提案させていただいております。

その事例については、私どもがこのコメントに書かせていただいたようなことで、もちろんこれは個別のケースではあるのですが、こういう例も問題意識としてありますし、もちろん JBIC さんとしては反論したい点もあるのかなと思うのですが、ただ、とにかくこういった意味のある協議というのがやり方次第になってしまっているので、とにかく協議、とりわけ何が説明されるかとか、どういうふうに説明されるかとか、協議の手法が非常に重要なのだといったような問題提起も併せてコメントさせていただいております。

いまひとつ十分な説明ではなかったかもしれないですが、とりあえず以上です。

【司会】

ありがとうございました。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

提案ですが、19-1 と 2 を一つずつ議論させていただいたほうがよろしいかなと思います。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

では一つひとつ議論するというところで構いませんので。ご意見ありがとうございました。まさに私どもも運用のところでフィードバックすることなのではないかなと思っております。

いろいろ事例を挙げていただいているのですが、先ほど実施状況確認調査の追加情報提供もやりましたが、私どもは今まで、今回の実施状況確認調査、それから日々のモニタリングを通して、もともとステークホルダーの範囲が狭くて、それで全然考慮されていなくて、いろいろと被害を受けているとか、影響を受けているとかいった声が挙がっている案件というのは今のところないんです。とくに現行のガイドラインであれしている例えばカ

テゴリー A の 30 案件とかいうのもありまして……。ですので挙げていただいた事例は事例として、確かにこういうケースもご経験としておありだったのだろうなということは私どもも理解するところではありますので、ここは、先ほども言いましたように、今後注意深くやっていきますということではどうかと思います。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見ございますか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

よろしいですか。では次の 19-2 の……。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

満田さんがおっしゃったように、それから JBIC さんもおっしゃっているように、ここは運用の問題なのだろうなということは私たちも同感ですが、さはさりながら私たちもいろいろな案件を見せていただいている、やはり問題になるのが協議の形骸化かなと思っておりまして、そこを、徐々にではありますけれども、どう改善できるのかと考えたときに、せめてここに挙げたような文言、ステークホルダーの方の社会的特性とか、その特定にあたっての注意点というか留意していただきたい点の二つを文言に入れていただければなと思ったわけです。

実際に具体事例の中で、ここにずっと挙がっているわけですが、例えば最初の時点でステークホルダーの特定のところで外れた方が、今でも特定されないままに、何年もたってもその方に対応が行っていないとかいう事例もあるわけです。それから特性の把握も、先ほどの追加調査の情報提供もあったわけですが、被影響住民はどういう方を対象にインタビューされたのか私たちはわからないわけですが、本当に社会の弱い立場に、ここで書いてある発言力の弱い社会層の方々がステークホルダーとして特定されて協議に参加できる体制を整えるのは難しいわけですが、それゆえにさまざまな案件で参加できていない方たちが本当に多いと思うのです。

非常に細かい話になりますが、例えば農民の方ですと収穫期とか田植え期には行けないわけですが、そういった案件は私たちが見ている中では一つや二つではないんです。例えば開催場所なども、地域社会から2時間、3時間車で行かなければ行けなかったとかいったこともあると、またそれが波及して、農民の代表しか行けなかった。そこには結局事業者側のほうが多く参加していて、発言がしにくいような協議のやり方であったとか、さまざまな事例があるからこそ、ステークホルダーの特性の把握とか、受ける可能性のある人々の特定について、もう少し具体的にガイドラインの中で留意していただけるようなかたちで書いていただければと思っています。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

運用の点というところは確かにその通りだと思うのですが、今回こういったかたちで我々のほうからステークホルダーの対象なりがまだまだ不十分な点があるのではないかという点は、たぶん松田さんにはご理解いただけたのかなとは思っているのですが、JBICさんの中で担当者が変わっていくということもあり得ると思いますので、何らかのかたちで残したほうがいいなと思っていまして、ガイドラインに書ける部分はガイドラインに書いていただき、もしFAQのほうで具体的にこういう点は注意したほうがいいのかという点がありましたら、ぜひそちらのほうも検討していただけたらと思っております。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

貴重なご意見、ありがとうございます。今、田辺さんがおっしゃった点ですけれども、FAQなり、人が変わるからというのは、どこかからの回からそういったお話が出始めたかなと思うのですが、考え方とか基本的なガイドラインの方針についてはちゃんと間違いなく引き継がれていくと思います。あとはどこまで細かくということですが、おっしゃっているところは理解できるところがないわけではないのですが、ステークホルダーといっても、

結局は個々の案件によってさまざまですし、すべての案件に広く適応できるようなかたちで書こうとすると、ざっくりとした言いなりに、それがたとえ FAQ であってもなってしまうのではないかと思うのです。

今のガイドラインでも、先ほども言いましたように、影響のスコープのところ、こういうところを見なければいけないということは書いてあるわけですので、あとはその考え方に沿って個別の案件の中で、どういう点からステークホルダーを確認していくかというところをやっていけばよいのではないかと思います。言われているところのご趣旨はわかりますけれども、結局はガイドラインで書いているのと同じようなことをまた FAQ に書くような感じで終わってしまうのではないかという気がしますので、どこまで実効性があるかは私どもは正直わかりません。

その前の波多江さんのほうですが、せめて二つのことに関してはガイドラインにということをおっしゃったのですが、その二つがどの二つなのかがよくわからなかったものですから、そこだけちょっと教えていただけますか。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

言葉足らずですみません。一つは、このコメントにも出させていただいていますように、Aのポイントは事業により影響を受ける可能性のある人々の把握となっていますけれども、ステークホルダーの特定というところ、2点目はステークホルダーの特性を把握してというところ、この2点であれば、すべての案件で留意していただける点なのではないかと思しますので、この文言なり、こういった趣旨のことを入れていただけるような方向でご検討いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございました。今のご説明で、先ほど私が田辺さんのコメントに対してお話

ししたのと結局同じになってしまうかもしれませんが、私どものガイドラインは、再三にわたってお話ししていますように、調査、検討すべき影響のところでは直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的、二次的な影響、累積的な影響も含む、またプロジェクトライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましいというふうに、全体を包含するようなかたちですでに書いてあるわけです。ですので事業により影響を受ける可能性のある人々の把握というのとどこに、というかむしろ今のガイドラインのこれで十分ではないかと思います。

あとステークホルダーの特性ということですが、そこは個々の案件でいろいろ異なってくると思いますし、いちおう私どものガイドラインでは、社会的な弱者に対する配慮ということについてももちろん明記しておりますので、そういうところで十分に対応は可能なのではないかと。

ですのでこのご提案は、何度も言いますように、非常に貴重なご提案ですし、ここに出ている事例も、私どもは非常にありがたく思っておりますけれども、いざガイドラインの改訂のこの議論の中で考えたところでは、やはり何かしらの改訂にはつながらないのではないかと。やはり運用のところでは十分に対応していくということではないかなと思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

ステークホルダーに関する NGO の方々のご提案ですけれども、言わんとしていることは非常によくわかるのですが、基本的には現地国サイドでの問題ですので、まず現地の実施主体とか、現地の制度、法令がどうなっているかをまず考えなければならない。たぶんそれでもだめだとおっしゃっているのだらうと思うのですが、そうしますと、例えばここでだめだったところで特定しなさいというのは、ではどこまでの範囲を特定するのか。そしてその特性を分析しなさいというふうには書けとなっているのですが、例えば JBIC あるいは NEXI にそれを求めて、範囲はここまでです。この方々の特性はこういったところがある。こういったところがありますので、事業主体の方々、あるいは企業の方々はこれに留意してちゃんと配慮せよというかたちになるのかな。そういうことになると、これもまた非常に非現実的であって、ここは運用で、こういったことにも留意しながらやっていく

というぐらいのことしかできないのではないかなと思うのですが。私はそういう印象を受けたのですが。結局誰が範囲を決めて、誰が分析をするのかというところはちょっと問題なのではないかと思うのですけれども。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

19-1 について、何度も言いますように、運用としては私どももここは今後、より注意をしてやっていきたいと思っております。とりあえず議論としては尽きてきたかなと思いますので、19-2 のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では 19-2 のほうに移りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

19-2 はすでにもう松田さんからお話はいただいているので、こちらからの趣旨説明というところから始めさせていただきたいと思います。

まず現状認識、それから私たちの提案が何なのかということからお話ししたほうがいいかなと先ほどおうかがいして思っていたのですが、まず現行のガイドラインで協議記録についてどう取り扱われているのかということについて、先ほどの松田さんのお話は若干よくわからない部分があったのですが、そこをまず確認させていただきたいと思います。

現行のガイドラインでは、カテゴリー A の場合は、環境アセスメント報告書の要件というのが定められていて、この中で協議が行われること、それから協議記録等が作成されることが要件になっています。この協議記録が公開されているかどうかは、必ずしもこの中では規定されていないと思うのです。環境アセスメント報告書に含まれることが望ましい内容というのは、世界銀行の OP4.01 の Annex を翻訳するかたちで添付されていて、その中に協議の記録というものが含まれているのは事実ですが、これはあくまでも含まれているのが望ましいというかたちで記載されていますので、現在の JBIC のガイドラインにお

いては、環境アセスメントに関する協議に関して協議記録は作成されなければならないが、公開は義務でないというのが私の現状認識です。もし間違っていたらご指摘いただければと思います。

住民移転については、住民移転計画というのは提出は求められていますが、これについて協議を行うことであるとかいった要件は現在のガイドラインには定められていませんので、この点についても現状、ガイドラインでは協議記録を公開してくださいということではないと思います。先住民族の配慮に関する計画についても同様です。

どうしてこういう提案をさせていただいたのかという点ですが、おそらく協議がきちんとなされること、それから協議がきちんと記録されていることの重要性というのは、たぶん JBIC の方も認識されているのだらうなと思います。だからこそカテゴリー A の環境アセスメントに必須の内容として、きちんと協議が行われること、それから協議記録が作成されることが書かれているのだと思います。これは実際に協議が行われるだけではなくて、その協議記録が作成されていないと、実際に JBIC の皆さんがいざ環境レビューを行うときに、ではどうやって協議をやったのかということを確認できないということになるわけですから、少なくとも協議記録は作成されなければならないというのが現行のルールです。

問題はそこに参加した影響住民の人たちから見てどうなのだろう。あるいは現地の NGO だったり、周りのステークホルダーにとってどうなのだろうということだと思います。実際に協議には参加しました。いろいろ意見を言いました。でも、それがその後どのように取り扱われ、それがどのように事業に反映されたのかというのは、実は協議記録が公開されないといけないし、あるいは協議の中で発言した内容が発言していなかったことになっていたり、あるいはもちろん協議の中で言った意見がどのようにプロジェクトに反映されるかされないかというのはまちまちなわけですが、もし公開されていないければ、その反映状況についても実際に協議に参加された住民の方にはわからないということになってしまうわけです。きちんとした協議が確保され、それが外部からきちんとチェックできる状況にあるということが確保されるためには、きちんと協議記録が現地で公開されていることが極めて重要だろうと思っています。

提案させていただいた内容ですけれども、いくつか文言上の問題があって、例えば協議記録という言い方と、今住民移転計画の中で行われるべき協議の記録というものが、先ほどのお話だと世銀の OP にはないではないかというお話があって、どういう表現がいいのかは考えなくてはいけないかと思うのですが、ここで協議記録という言葉を使わせていた

だいたいの、この言葉が今の JBIC のガイドラインにあるからです。

住民移転計画についての世界銀行の OP4.12 で書かれている住民移転計画に含むべき内容というところには、確かに協議記録とは書いてないです。コミュニティの参加状況について書いてくださいと書いてあって、その中にはどうということが書いてあるかという、協議への住民の参加状況が一つ、それから実際に移転住民から表明された見解と、それがどのように住民移転計画に反映されたかということに関する情報、こういったものは住民移転計画に含まれていなければならないというふうに世界銀行の OP4.12 には書かれています。

私たちとしてはそれほど世銀の OP4.12 から離れたことをここで提案させていただいてるつもりはありません。逆に EIA に関する 4.01 であり、住民移転に関する 4.12 であり、そして先住民族に関する OP4.10 というのは、必ずしも横で整合性が取れているドキュメントではないので、これを一気に網をかけるかたちで私が提案しているために協議記録という言い方をしているのですが、ここで申し上げたいのは、きちんと協議がどのようになされたか、その中で住民の方からどういう意見があって、それがどのようにプロジェクトに反映されたのかということに関する情報を文書として現地で公開するべきだということをご提案させていただいております。

最後に、松田さんがちょっとおっしゃっていた、情報公開の全体の議論との流れの関係で、JBIC としては環境社会配慮に関する主要な文書について、現地で作成され、承認され、公開されているというもので、そういうものであれば公開する方向で検討しているというお話がありました。その議論と今の議論を混ぜないほうがいいと思います。というのは私たちが今ここで議論しているのは、現地で公開するかどうかであって、現地で公開された結果として JBIC が公開するという話はまた別の論点ですので、その二つの論点は混ぜないで、あくまで現地で公開されるべきかどうかということに絞ってここでは議論させていただきたいと思います。ひとまず以上です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【宮淵さん】

先ほどの現地調査の結果を見ていただくとわかると思いますけれども、今言ったお話は、

適用できる世界の中でもある範囲でしか適用できません。イスラム社会とか旧共産圏では適用できませんので、そのあたり適用がかなり難しい。かなり抵抗を排除しないと実際は難しいということを知ってください。例えばイスラム社会では、部族長というのがいまして、その方に連絡をすれば何人かの部族長が集まって、その方に連絡すれば、その組織の中でちゃんと伝達が行って意思統一ができるというシステムになっています。ですから情報を公開するかしないかなんてというのは、周りがチェックしなくても、社会体制がそうなっているケースがあるわけです。先ほどから話がありますように、あまりにも細かいところまで突っ込んでいくと、実際の運用のときに大変になるという可能性があります。その点だけちょっと考慮していただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

今のご意見に対する簡単なレスポンスですが、現在すでに EIA については協議がなされなければならないということになっていますし、その協議記録は作成されなければならないことになっていますので、それをどのように実際に運用するのかというところで、なかなか難しいところがあるというご趣旨であればわかりますが、さまざまな文化があり、現地でそういう制度があるということが、必ずしも協議あるいはその協議記録を公開ということの直接障害になるものではないと思っています。

【司会】

宮淵さん、どうぞ。

【宮淵さん】

もう少し自分と違った文化の内容をよく理解していただきたいと思います。今の発言は、勉強した上で反論していただきたいと思います。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

司会の方をお願いしたいことがあるのですが、私の発言の内容についてのコメントであれば構わないのですが、発言者の素質なり何か資格についてのコメントは、こういうふう
に言われてしまうと、これはガイドラインの議論に関係ないと思いますし、議事録から削
除してくださいとお願いしたくなってしまうので、今のようなコメントは避けていた
だきたいと司会者の方をお願いしたいのですけれども。

【司会】

わかりました。ちょっと待ってください。確かに今、福田さんがおっしゃったことはご
もっともだと私も思います。こういうふうに行っていくと、何度か過去にございましたけ
れども、皆様からワッと手が挙がって、みんなだんだん熱くなってきて、どんどん本筋か
ら離れていくということがよく起こりがちだというのは皆様おわかりだと思いますし、な
るべくそういうことがないようにやりたいと私も思っていますので、ただいまの福田さん
のご発言につきましては、そういうことで皆様にもお願いしたいと思いますし、事務的に
とは申し上げませんが、議論すべきことはガイドラインの中身ですので、それに関
連したご発言に限らせていただくということをお願いできればと思います。

皆様よろしいでしょうか。ご協力をお願いできればと思います。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

貴重なご意見をありがとうございました。福田さんのご提案の趣旨はよく理解いたしま
した。ただ、先ほどの私の言い方もちょっと悪かったのかもしれませんが、情報公開の議
論とからめたかたちでご説明してしまったために、ちょっと誤解を生んでしまったかもし
れませんが、要するに言いたかったことは、相手国の法制度の中でいろいろな文書
が作られていくことが普通だと思います。法制度を無視してそれ以上ということはない
なか……。国によって制度の中身は違いますので、作られる文書、作られない文書、先ほ
どの住民移転のことで、住民移転計画が作られていない。それにあたるようないろい
ろな複数の文書が作られるようなケースもあるわけですが、そういうことがあるわけ
です。

ガイドラインに入れるということは確かに原則ではあるのですが、一律に適用というこ

とになってくる可能性が高いわけです。なおかつ、ではどこまでの文書なのか。ガイドラインにどこまで書くのか。本当にそこまで必要なのか。またそういうのは書けるのか。またプロジェクトによってもいろいろ違いますし、先ほども言いましたように、国によって対応の仕方が違うところもあります。EIAについては、広く認知されていると言ったらちょっとあれかもしれませんが、対応されていますので、そこは他の文書と違うところはあると思います。

ご趣旨はよくわかります。そういった協議記録が作られて、公開されて、こういったことが話し合われて、どのような人たちが参加して、どういうことが決まったのかということを知らしめていくということのご趣旨はよくわかりますし、そういうかたちのほうが望ましいとは思いますが、ですので私どもはそこは全然否定するわけではありません。ただ、先ほども言いましたように、相手国の法制度の中で作成されて、承認されて、公開されているということが一義的には考えなければいけないところではないかと思えます。

大事なところは、ちゃんと適切な協議が行われたかどうかということ。その確認のための手段かもしれませんが、仮にそういった記録がなくても、私どもは現地に行って、プロジェクト実施主体者なり、また住民代表とかそういったところで確認をするわけです。案件によって、50回とか住民説明をやっている案件もあって、我々は確認しているわけです。実際に住民からの意見なども聞いて、プロジェクトの環境に対する影響について十分な説明を受けているかどうかということについても確認をするし、自分たちの意見が、要するにどういう要求をして、それがどういうふうに対応されているかということも、場合によってそういうことがあれば、そういうことも確認しているわけです。

ですので実質的に大事なところは、そういうところがちゃんとできているかどうか。協議記録というのは、先ほども言いましたように、相手国政府の中でそういうことがなされるということがあれば、そこはそれでももちろんやるということなのでしょうけれども、それを我々のガイドラインの中に一律に適用するようなかたちで書いてしまうことが、実際どれだけワークするのかというところは、私どもとしては疑問に感じているところです。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

今の松田さんとの議論で感じたことが1点あります。ガイドラインに盛り込むときに、文言としてどういうものを盛り込むのかというのは、確かに難しい問題だと思います。先ほどの追加情報提供の中で、例の住民移転に関する基本計画が提出されていなかった1件についてどうだったのかというお話をさせていただきました。ではどうだったのかというお話だったかということ、現地国の法制度にのっとって用地取得計画と生活支援計画、撤去移転計画というものが作成されていた。これらと実際の現地実査なりの情報を使って環境レビューを行いましたというご報告だったと思います。

こういうものが作成されていたら、これは住民移転に関する基本計画ではないのと私などは思うのです。これは住民移転に関する基本計画が提示されていなかった事例なのかなということ、よくわからないなというところが一方ではあるのです。確かに住民移転計画ということを書く。あるいは協議記録という文言をそこに盛り込んでしまうことで、何か非常にリジッドなそういうタイトルの文書がなければならぬという話になってしまうとしたら、確かにいろいろなかたちで現地の法制度とのあいだでのさまざまなコンフリクトは出てくるでしょうし、難しくなってしまうのかなというところはわからなくはないというところがあります。

逆に、文言どおりきちんとこういう名前の文書が出てきてくださいというかたちでは必ずしも私は考えていなかったもので、JBICの皆さんはきちんと非常に真面目に仕事をしていらっしゃるのだなと思うと同時に、表現を非常に丁寧に工夫して提案する必要があるのかなと考えていました。例えば協議記録というふうに書いてしまうと、例えば100あったら100の協議の一つひとつについて、どういうふうなやり取りがなされていたかを、議事録とまでは言わないですが、きちんとすべて書かなくてはいけないのかというような話でもし考えていらっしゃるのだとしたら、そういう趣旨ではないと思うのです。

もし書くべき内容が、要するに公開されていなくてはいけない情報の質の問題として、こういうものをきちんと現地で公開されている必要があるのではないですか。あるいはこういうかたちでどのように協議が行われ、その協議の中で出てきた意見とその対応状況が現地できちんと情報を入手できる状況にあるというのが私たちの提案の趣旨なので、そういうかたちでガイドラインの改訂を考えていただく可能性はないのかなと思いました。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

何度もご説明いただいてありがとうございました。非常に貴重なご意見で、参考になりました。先ほどの1件、実質的には住民移転計画ではないかと指摘されて、ほっとしたところもありまして、ありがとうございます。私が言いたかったことは、要するに千差万別なんだということです。ガイドラインに書くということは、福田さんもおっしゃったように、ではどういうふうに書くのかとか、けっこう難しいところがあるわけです。ガイドラインに書くべきことというのは基本的な考え方、方針とかそこを中心に書いていく。個々のプロジェクトとか、個々の国のありように合わせたかたちで対応していくということはやはり必要なのではないかと思います。

確かに協議記録が必要だというのはわかります。だからといってそれをすべてガイドラインに盛り込むことはどうなのか。どうしてもなかなか難しいところはあるのではないかと。一度盛り込むと、今はここではそれは柔軟な対応がとっておっしゃっていただいていますけれども、何年かたつと、取れてないではないかと言うご指摘を受けるのも目に見えていますし……（笑）。申し訳ありません。笑ってはいけないところです。すみませんでした。そういうこともありますので、ここは非常に難しいところでもあります。

ここの議論を、ではどういうふうにということを今ここでやり取りを何度も繰り返しても仕方がないかなと思いますので、私どもは、何度も言いますが、正直言いましてあまり思いつかないのです。逆に、もし何か具体的に、こういうかたちだったらなんとかいいのではないかとこのものがあれば教えていただければと思います。今後、改訂の方向性ということで議論をしていく中で、もしそういった具体的なお話が出てくるようであれば、またそういうのも踏まえて協議ができればと思います。

もしそれ以上、別の視点からこの19-2についてご意見があればお願いしたいと思いますが、そうでなければ……。

【FoE Japan 神崎さん】

協議のあり方については、これまでいろいろなプロジェクトを見てきても、必ずコンフリクト、議論になるポイントでして、これをどうにか質を高めるという観点でガイドラインにフィットするように何らかの文言として落とせないかということを考えています。松

田さんが、何か提案があれば出してくださいとおっしゃってくださったので、もう一度考えてみたいと思うのですが、時期を具体的にお示しいただいたほうがいいかと思います。というのはたぶん次回までに議論が終わると、改訂の方向性というのはどんどんお話しされて検討されていると思いますので。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

スケジュールについては最後にお話をしなければいけないと思っていたのですが、今お話がありましたので、ちょっと先のお話をしますと、次回は今月の 24 日です。できればそこで論点整理表に挙がっているものは協議を終えたいと思っています。改訂の方向性の議論については、今の私どもの思惑としては、8月の7、8の2日間続けて、というのは今までの論点の協議の総大成というか集大成というか、そういうかたちで資料を取りまとめ、集中的に協議をしたいと思っています。

ですので先ほどの神崎さんのご質問にお答えすれば、可能な限り早く出していただければということに尽きます。60 ぐらいの論点がありますし、私どももこのメンバーだけで決められる話ではもちろんないわけで、いろいろと内部的にも手続きがありますので、そういうのを経て、ましてや今考えているのは、事前に資料をウェブアップして、十分お読みいただいた上で8月7日、8日に来ていただきたいと思っているところもありますので、もしそのようなものがあれば、できれば早めに出していただくと助かります。

いつまでというのは、では逆に1週間ぐらいと言ってしまってよろしいでしょうか。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

別の観点からのこの点の入れ込み方として、例えば今、環境アセスメント報告書に含まれることが望ましい内容というのはガイドラインに載っていると思います。すでに住民移転計画については、世界銀行のレベルのものは今後作成してもらうことにしましょうとい

うことで、一旦ここで以前議論されていたかと思いますが、その中で、実際に今、世銀の住民移転計画のひな型には、住民の参加状況とか住民の見解の反映状況ということがあるわけですが、こういうものを今の環境アセスメント報告書のひな型の取り扱いのように、世銀のフォーマットを添付して個々に回していただくという対応は可能なのでしょうか。一つの協議に関する情報公開のやり方ということですが。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございました。もちろんそういったご提案をしていただければ、こちらとしては一つのやり方として検討はいたします。

【司会】

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

では 19-2 はこれでというふうに思います。次は論点の 27 に移りたいと思います。ここでまた役割分担をいたしまして、宵から説明いたします。

【国際協力銀行 宵】

論点 27 に関しまして、私から議論の口火を切らせていただきたいと思います。論点 27 は異議申立期間に関する情報公開のところ、各プロジェクトについてガイドラインに基づく異議申立が可能期間を公開するべきではないかということと、ガイドラインに基づく異議申立期間について融資 / 保険付保前から可能となるよう規定するべきではないかというご提案をいただいている部分です。

それに関して検討ポイントが三つほど挙がっているのですが、実質二つと言えと思いますが、一つはリーガルな観点からの検討ポイントです。JBIC/NEXI 側、それから産業界さんのほうからそれぞれコメントを出している。もう一つはプラクティカリティの観点というか、実際にどういう障害なり負担がありますかという検討ポイントで、これに関し

でも JBIC/NEXI、それから NGO さん、産業界さんから、それぞれの立場でコメントが出そろっているという状況です。

私どものほうで NGO さんからいただいたコメントを読んでいる中で、若干クラリフィケーションをしたいなと思っているところがありまして、それは後者のまさに異議申立を行うにおいてはどのような負担がありますか。現行の書き方でどういう負担がありますかという検討ポイントの設定に対して、当該プロジェクトが現在、異議申立可能な期間中なのか否かについて判断をするためには、実際に異議申立を行わざるを得ないというご認識でいらっしゃるということなのですが、私どもはちょっと認識は違うものですから、もしよろしければ、どなたかもう少し詳しくご説明いただければなと思った次第です。

【司会】

福田さん、お願いします。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

どういうふうに違う認識をお持ちなのかということを先に説明していただいたほうが簡単だと思うのですが。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 宵】

そうですね。私のほうから我々のほうの認識をまずご説明させていただきたいと思います。まず異議申立制度の精神というのは、異議申立手続以外のいかなる方法でも問題解決に至らなかった場合のラストリゾートという位置付けだと私は思っていますし、たぶん皆さんもそうだと思います。したがってまず何か問題があると感じていらっしゃる方がいたとしたら、プロジェクト実施主体とか、JBIC/NEXI に、まず何らかのコンタクトをされるでしょう。それなくして、いきなり訴状を裁判所に届けるように、異議申立の申請を書類でボンと出すということは、この制度は少なくとも想定していないのだと思います。事実、異議申立にあたっての要件として、プロジェクト実施主体とか、JBIC/NEXI の投融資、付保担当部署との協議が必要であるということが書いてあります。

ちなみに、これはいたずらに異議申立のハードルを高く設定するという目的ではなくて、本来、そういう協議、対話を通じて問題の解決が図られることが望ましいという精神を反映したものなわけです。貸し出しが終了している案件などに関しては、まさにいろいろな異議申立前の対話の部分、その時点では異議申立をするということは想定されてないかもしれないけれども、そういった対話の中で、これはもう貸し出しが終了していますということは言う余地があるかもしれないし、まだ貸し出しが終了していないものに関しても、借入人とかプロジェクト実施主体の同意が前提になってくると思うのですが、いつぐらいに終了しそうかみたいなことはお話しする余地があると思います。

必ずというところを言われてしまうと、またしびれてしまうのですけれども、そういうのはあくまで制度の運用の中の話であって、ガイドラインに必ず明示しなければならないということを書くものではないのかなと思っています。それは認識の話とはちょっと違うのですけれども。

それから意思決定前の異議申立ですけれども、異議申立制度というのは、たぶんこの目的のところにも書いてあると思うのですが、ガイドライン遵守、不遵守の調査というところも一つ入っていて、だとすると意思決定前というのは、そういう遵守、不遵守の話に入る前の段階なのかな。すなわち意思決定前であれば、当事者間の協議を通じて解決が図られるべきステージなのではないかな。したがって正式な異議申立の対象にするのは逆におかしいのではないかなという気がします。

しかしながら、では審査役というのは意思決定前に何もからめないのかということ、異議申立手続要綱などを見ていただくと、異議申立受付開始時点以前に関しても問題解決に向けた審査役の関与を規定しています。したがって、まとめて言うと、意思決定前、つまり正式な異議申立期間に入る前に関しても、いちおうそういう審査役をからめた問題解決のプロセスがありますね。一方、異議申立終了のタイミングに関しては、100%ではないにしても、何らか対話の中で、いろいろコミュニケーションする中で、なんとかお伝えできるところかな。したがってそんなに負担というか障害になっているとは思えない。そういう意味で認識が違うということをおし上げた次第です。よろしくをお願いします。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

丁寧なご説明をいただきありがとうございます。そんなに認識は違ってないのだろうなという気がしました。1点目の貸し出しの期間の問題、要するにいつがLAの調印日で、いつが貸出終了日かわからないということですが、異議申立手続の中で、プロジェクトの実施主体及びJBICの投融資担当部門との協議が異議申立の前提となっているというのは、そのとおりだと思います。

その中で、貸出終了日、終了日なのか、あるいは終了しているかどうかなのかということ伝える余地があるということで、だからわかるのではないのというお話だったのですが、でもそれは制度的に保証された話ではないですよ。実は商業上の秘密の問題があるので、これは公開されていませんという議論をここでJBICの皆さんがなさっていらっしゃるとすると、実際の場面では、それはお答えできませんという場面はあるのではないですか。ではそういう場合にどうすればいいかということ、結局異議申立の紙を書いて異議申立の審議役に送って、それはもう終わっていますからだめですよというところまで待たなくてはいけないのですかというのが私たちの疑問なのです。

よくわからないのです。一方では商業上の秘密になるので公開できませんというふうにおっしゃっていて、もう一方では、しかし対話の中でお伝えすることが可能な場合もあるでしょうと言われると、いったい私たちは何をこの場で議論の基礎としてよいのかがよくわからないなというのが正直なところです。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 宵】

おっしゃったとおり、守秘義務があるから公開できない場合もある。それはそのとおりで、だからこそ我々もコメントとしてこういうことを書かせていただいたわけですが、対話というのは何もJBIC/NEXIとの対話だけではなくて、プロジェクト実施主体との対話などもあるわけで、彼らとしても貸出終了時点の見込み、もしくは終了しているか否か。終了しているか否かというところであれば、たぶんプロジェクト実施主体者としてもそんなに障害はないのだろうなと思うのですが、見込みに関しては、たぶん商業上の機密という要素があるのだろうと思いますので、百パーセントお出しできるかどうかはわ

からないというのはおっしゃるとおりです。ただ、まさにここそかなり微妙なところで、広く一般に公開するというのと、マンツーマンでコミュニケーションする中で、なんとなく感触をお伝えするところというのは、コンフォートという意味で相当違ってくると思うのです。

ここでは確か公開をするということを皆さんはおっしゃっているのではないかな。なので商業上の機密というところがかなり出てきてしまうのですけれども、マンツーマンでなんとなく感触をお伝えする努力をするというか、まさにここも微妙な運用の世界に入ってくるのですが、そういうところでお互いグッドウィルでやっていくという世界なのではないか。真面目にそう思います。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

いろいろな場合が想定されて、結局人と人のあいだのコミュニケーションの話だと思うのです。いろいろな場合というのは、例えば JBIC と私たち、あるいは地元の住民の方々が、問題解決に向けて一緒に取り組んで理解し合っているような状態だったら、なんとなくそういう情報も教えてくださいませんかけれども、例えば JBIC ともやり取りをしているけれども、なかなかコミュニケーションが難しいとか、あるいはご担当者の方の判断とか、そういった場合によって対応は必ずしも一律ではないわけですね。

ですのでなんとなく伝えますよというのですと、私たちとしては、正直申し上げて、そういう情報はないと、イコール出てこないだろうと思わざるを得ない。なので結局はトライしてみるしかないのかなという状況になってしまうのではないかと思いますけれども、トライするということは地元の住民の方々にとっては非常に負担になるということはもう皆さんおわかりのことだと思いますので、なんとなく伝えていただけというより、もうちょっと確約していただけないかなと正直思います。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

ご意見ありがとうございます。私は今聞いておりました、異議申立のできる期間というのは、正直言いましてそこは商業上の秘密ということで、なかなか公開は難しいです。ではどうしたらいいかということになると思うのですが、いちおう目的としては、結局環境で悪影響があって、それで被害を被っている人がいる。その人たちがそういった悪影響から解放されることが目的なわけです。異議申立というのはあくまで最後の手段でして、その前に私どものほうに、もしそういうことが本当にあれば、どんどん来ていただいて、こういうことがあるんだと言っていたいただければ、私どもはそれに対して真摯に対応いたしますし、プロジェクト実施主体者に状況を確認して、本当に悪影響が起きているのであれば改善を促しますし、そういうことをまずはするのだと思います。

異議申立のこの制度だけで議論してしまうと、なんとなくそういった期間が必要で、公開されなければとか、そうしないと何もできないのではないのかとかいう話にどうしてもなってしまうのですが、もっと大きな目で、今言いましたように、何のためにやるのかということから考えていけば、我々はいつでもオープンですし、どんどんそういうことは言っていたきたいし、神崎さんがそういった情報をキャッチされているのだったら、神崎さんがいつでも、毎日のように来ていただいて全然構わないので、その中でまずは一義的に解決が図られていくべき……。

一義的というのはちょっと悪かったですね。一義的には現地で解決が図られなければいけないのですが、それでは無理で、どうしてもなくなって、それで JBIC のほうにその次のステップとして来ていただければ、それはそれで私どもはちゃんとした対応はいたします。それでもどうしてもないということであれば、それで初めて異議申立というのが出てくるのではないかと思います。本当にその期間が公開されることが必要なかということから考えると、そうではなくて、もっと前段階での我々とのやり取りをもっとちゃんとやっていくということのほうが重要なのではないかと思います。

【司会】

はい、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

商業上の秘密ということで、非常に難しいのだろうなということは理解している一方で、

今の松田さんのお答えにもう少し反応させていただきますと、私たちとしても、一義的にはまずは担当の部署の方とお話するというのが大前提だと思います。私も経験があるのですが、担当の方とお話しして、どうしても主張が全くかみ合わずに、グッドウィルでコミュニケーションすることさえ非常に難しくなってしまうというケースも非常にあります。

異議申立に行くというのは、担当の方も話しても、事業者の人と話しても、解決が困難だという場合に審査役にラストリゾートとして行くものだというような位置付けだと思います。そうするとそういう状況の中で、本当にグッドウィルでふんわりとしたかたちでも教えていただけるのかなというのは非常に疑問ではあります。コメントですけれども、以上です。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤井】

先ほどから宵が申し上げていることの補足というか、私なりの考えですけれども、まず私どもの融資担当部に来ていただいてお話しする。そこでいろいろとお話ししていただくのですけれども、私の理解が間違っている可能性があるのですが、もし JBIC がもう全く無関係の期間になってしまっている。要するに貸し出しは全部返済されてしまって、そのプロジェクトがもう JBIC とは関係ないというか、言い方は変かもしれませんが、そういった場合は、たぶんですけれども、私どもの融資担当部は、もういくら言われてもという回答になるのではないかと思うのです。どうなんですかとか言われても、JBIC としてはもうそういう融資は行っておりませんか、完済されていますということで、元借入人の方に対して意見としては仮に伝えられるとしても、何ら強制力もないという関係になっているということをたぶんお伝えするのではないかと思うのです。

そうすると自動的に異議申立期間というのは終わっているというのが私の理解で、仮にお話がひたすら平行線を走るということであっても、私どもの融資担当部署が応じているということは異議申立期間に入っている。それはいつまで続くのかをなぜ知っておきたいのか。それは現地住民の方にお伝えしておきたいということなのかなと思うのですけれども、松田も申し上げましたとおり、JBIC がレバレッジが効く限りは、別にいつ来ていただいてもいいのだと思うのですけれども。私は何かとんちんかんなことを言っているかも

しれませんが、そういった感想というか……。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

まず事実の確認ですけれども、異議申立の周期というか可能な期間は、貸出終了で実は一義的に終わるわけではなくて、モニタリングが続いているあいだは、モニタリングの条項に関する遵守に関する申し立てはモニタリングが続いているあいだは可能ということになっています。

貸し出しが終了したら実は JBIC は何もできないかということ、そういう規定になっている例えば世界銀行の inspection panel は、95%貸し出しが出てしまえばもうできませんという仕組みになっているのですが、JBIC の今の仕組みはそうとう先に進んでいる仕組みになっていて、モニタリングが続いているあいだはきちんとモニタリング報告書を出してくださいというのは融資契約上の義務ですし、融資契約上、例えばその義務違反があれば、普通はそういうことはないわけですけれども、最悪の場合は、例えば期限前にすべて貸し付けを償還してもらおうという対応を取ることは法律上は可能な仕組みになっているという認識のもとこういうものが入っているの、必ずしも最後まで、お金が出てしまえば……。もちろんその段階でかなりレバレッジが低くなるというのは現実としてあるとは思いますが、それでも、それで終わってしまうということではないのかなと思います。

松田さんのおっしゃっているこれはラストリゾートだという、とにかくそれまでにきちんと問題解決することは重要ですよという話は、全くそのとおりで、反論の余地がない。しかしそうでないものもやはり出てくるからこういう議論をさせていただいているというところはあるので、そこはちょっとご理解いただきたいと思います。

またどうということだったら例えばこの件を入れられるかということを一生涯懸念考えているのですけれども、例えば問い合わせに応じて回答してもらおうとかそういうことを異議申立の手続きのほうに書くというのは難しいのですか。今貸出期間中かどうかということ。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 宵】

非常に建設的なご提案なのですが、百パーセントそうできるかというところは保証の限りではないというか、「subject to 借入人 approval、プロジェクト実施主体 approval」ということになってくるので、そういう温度感というか、その「subject to」まで含めて書くということであれば検討可能という、ちょっと硬い言い方になってしまいましたけれども、そういうことになると思います。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

1点だけ確認させていただきたいのですが、終了日とか終了見込日を開示できないというか伝えることができないというのは、商業上の秘密なのかなと理解したのですが、例えば貸出中ですよとか、今貸出中ではないですよという情報も100%出せないというご趣旨なのでしょうか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 松田】

それはまさに今宵が説明したところにかかってくるのですけれども、そこもプロジェクト実施主体者とかそのへんの承認を得るというかたちになると思います。貸出期間中かどうかとか、要するに貸し出しがまだ続いているのか続いていないのかというのは、プロジェクトの進捗にかかわる話になってくるわけですので、それぐらいだったら言えますよとは簡単には言えないところがあるのです。もしそう言って、融資承諾してからずいぶんたちますけど、まだ貸出中ですかなんていうことになったときとか、そういうことだってあり得るわけですので、やはりそこはご照会があったときにすべてお答えができるとは言えません。

【司会】

田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

1点ちょっと確認したいのですが、現在環境チェックレポートが、環境レビューが終わった案件に関して、JBIC のウェブサイト上に出ています。あのリストは貸出中のもの、つまり貸し出しが終わったものに関してはもう削除されているという理解なのですか。それともその理解は違うのでしょうか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 松田】

今のご質問に対しては、消してないです。ずっと載せていると思います。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

なんかいろいろ難しいなと思っているところですけども、もう1個の論点がありまして、LA 前の異議申立の論点というのがあって、実は私はこれは今日議論するということに気づいていなくて、追加論点だったものですから、そうか、今日議論するのかと思いつながら……。というのはこの点については実は検討ポイントを出してないのです。検討ポイントもコメントもこの論点については全く出ていないので、今日議論するのは適切なのかどうかというのはあるのですが、今日このまま議論したほうがよろしいですか。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

もし可能であれば議論できればと思います。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

わかりました。ではこのまま議論するという事にさせていただきます。この点については、JBIC のガイドラインを作って、その後、異議申立手続を作るためのコンサルテーション会合という一連の会合をかなりの回数重ねて、そこでもう議論され尽くしたというか、これは極めてホットトピックで、こういうかたちでしか解決のしようがなかったという点で、私もその場に参加していたのでよく覚えていますけれども、今さらここで同じだけの分量の議論をするというのはたぶんちょっと難しいでしょうし、この点についてはたぶん相当の抵抗があるところなのだなとは思っています。

相当の抵抗があるというのは、おそらく産業界の皆さんにしてみれば、LA 前にいろいろなかたちで騒がれてしまうというのはビジネス上非常に辛い。ここで言って LA までにこぎつけることができないというのが、事業の採算性の問題などから非常に大変だということは、コンサルテーション会合のときなどにさまざまな意見が出ていたということを行っているのです。

ただ一方で、JBIC の方々が、遵守、不遵守に関する制度なのだから、ここまで来ないといけないというはずではないかというのは実は昔からよくわからないなと思っていて、例えばガイドライン上、意思決定をするまでに JBIC は何も意志決定をしていないかという、そんなことはないです。例えばカテゴリー分類をするというアクションは JBIC としては取っていて、カテゴリー分類が例えば B になりました。A にするべきではないですか。おかしいではないですか。でも、JBIC としては B ですということがあったときに、ではなぜそこは異議申立の対象にならないのだろうということだったり、あるいはもっと言えば、議論がどんどん煮詰まってきて、融資するしないという決定のところに至っているときというのは、それなりに JBIC の皆さんは、このプロジェクトは融資して大丈夫だということを意思決定にかなり近い段階ではもう固めていらっしゃる場合があって、私たちがいくらここはおかしいのではないかという話をしても、JBIC としては、いや、これについてはちゃんと対応は取られているというふうにこの段階で認識しています。だから

LA にもう結びますよとはたぶんおっしゃらないでしょうけれども、しかしこの点については問題ないと考えていますという回答が来る。

そういうタイミングだったら、それはそれで異議申立を行い、JBIC の皆さんと影響住民のあいだで解決できなかった問題を見てもらうというのは、それなりに意義のあることではないかと思っていますところ。もちろんラストリゾートだというのはそのとおりで、特に LA 前の申し立てというのは相当コントラバーサルなものでない限りは出てこないのではないかとは思いますが、しかしプロジェクトの実施主体なり JBIC の皆さんと対話を続けてきて、それでも納得がいかない。そして今まさに融資契約が結ばれようとしているというタイミングで、では住民が何ができるのかということを考えると、LA 以降でなければ異議申立ができないという仕組みはちょっとおかしいのかなと思っています。

ついでに申し上げますが、IFC の制度なり、世界銀行の制度なり、他のところの制度で、融資契約を一つの判断基準、要するに融資契約以降でない申し立てられないという仕組みにしている他の機関は私は今のところ知りません。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 宵】

おっしゃるとおり、5年前ですか、これをまさに決めたときの議論は、いろいろな議論がなされて、微妙なバランスの上に書かれた文言だというのは、当然そのときの経緯をご存じの方々のご理解いただけていると思いますし、もう文章を読んだだけでわかります。いろいろな立場の方がせめぎ合いというか議論をたたかわせた結果、名を捨てて実を取ったのが、我々の手続要綱の3. 期間というところにある、ちょっと読み上げさせていただきますが、「上記受付開始時点以前に外部から環境ガイドライン担当審査役にガイドライン不遵守の疑いに関する意見が示された場合には、環境ガイドライン担当審査役は、必要に応じて、投融資担当部署に移送し、投融資担当部署がかかる意見に対し適切に対応するよう依頼の上、総裁に報告することができる。かかる移送が行われた場合、投融資担当部署はガイドラインに則り誠実に対応し、プロジェクト実施主体にかかる意見を伝え、対応結果を総裁に報告する。環境ガイドライン担当審査役は、投融資担当部署より対応結果の報告を受け、必要に応じこれを意見表明者に伝える等の対応をとる。」こう書かれているわけ

です。

名を捨てて実を取るというのは、これが正式な異議申立手続という位置付けではないにしろ、かなり重いというか、総裁に報告すると書いてありますから、重いわけです。これがまさに関係者がみんなで一生懸命議論して実を取ったところだと思うのです。この手続きがあれば、正式な異議申立の案件としてはという、名はないけれども、実質的にいろいろ問題解決に向けて関係者が動き出すきっかけになるでしょうというバランスの上で今のこの文言が書かれているということだと思います。

では、今おっしゃったようにこれからコントラバーシャルな議論をもう一回して、この微妙なバランスを崩しますか。別に議論したくないというわけではないですが、いろいろなインタレストを考えると、非常にすばらしい文章が今もうあると思っているわけです。

【司会】

松田さん、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

ちょっと補足させていただければと思うのですが、冒頭に宵が申し上げたとおり、私どもにとっては契約書、LA は拠り所なのです。それをもってして借入人に対していろいろもの申せる状態になるわけですし、それをする前に、確かにスクリーニングとか、カテゴリー分類とか、環境レビューとか、いろいろやっているわけですがけれども、それは私どもからの融資なりを期待しているから、借入人の方々はがんばってついてきてくれるところがあるわけです。

そこは現実的には彼らの自発的なあれに委ねている。別に環境だけの問題ではなくて、例えば条件面でちょっと違ってしまって、いろいろ手続きが進めてあったのに、融資承諾前に結局だめになってしまったというケースだって一方であるわけです。グリップが効かないところがありますので、他の世銀などでそういうのはやれているのではないかというお話もありましたけれども、現実には私どもは、何度も言いますが、LA が拠り所となりますので、融資契約調印前の段階ではできることとできないことがあるということだと思います。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

今の松田さんのお話ですけれども、融資決定前に問題になるというのは、これまでのさまざまな案件もそうですけれども、おそらく融資をするべきでないという住民の方がいらっしゃる場合だと思うのです。どういうふうによくしたらきちんとした環境社会配慮ができるかという以前の問題として、この事業はそもそも環境社会配慮上おかしいのではないか、JBIC として関与するべきではないのではないかという懸念がある場合に、融資契約前に大きな問題になると思いますので、必ずしもレバレッジがあるないで、LA がないからレバレッジがあるないという話ではないと思いますし、もっと言えば、LA を結ぶか結ばないかという JBIC の決定が残っているというのは最大のレバレッジなのではないかと思います。

1点確認させていただきたいのですが、5年前の大激論の末に JBIC が当時のパブリック・コンサルテーション・フォーラムで出された議長総括というペーパーがありますが、これはまだ有効であり、また新機関の JBIC 部門の認識として引き継がれるということでしょうか。もしご存じなければ、ここで読み上げさせていただきますが。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 宵】

皆さんの理解のために読み上げていただければと思います。

【司会】

では福田さん、お願いします。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

ちょっと長い文章になりますが、議長総括。これは異議申立手続を議論したパブリック・コンサルテーションの最終回で、今鶴木さんが座っていらっしゃるところに当時矢島さんが座っていらっしゃって、そこで出された議長総括です。若干長くなりますが、読み上げ

させていただきます。

平成 14 年 6 月以来実施してきたパブリック・コンサルテーションにおいて、本日、異議申立手続要綱最終案を提示するに至った。参加者の協力に大いなる敬意を表したい。

今般、国際協力銀行より、今後の異議申立手続の運用にあたり下記の認識を有していることが表明されたところ、パブリック・コンサルテーション・フォーラムでは、これを記録に止めることとする。

それで記とありまして、1 点目と 2 点目は濫用の防止の問題、それから JBIC の日本企業支援という機能との関係が述べられていますが、今の議論との関係で重要なのは 3 点目なので、3 点目を読み上げさせていただきたいと思います。

国際協力銀行の総裁は、国際協力銀行法上、本行業務を総理する権限を有し、従って、融資契約の調印以前であっても、例外的に、本行による重大なガイドライン不遵守の疑いが外部より指摘された場合に、投融資担当部署の報告を踏まえ、その環境・社会に与え得る影響の大きさ、影響発生蓋然性、プロジェクトによるベネフィットなどを広く総合的に勘案して、異議申立手続のうち適用可能な部分を準用して、環境ガイドライン担当審査役に調査などの活動を命じることは、総裁の権限の範囲内の事項である。以上

というのがこの文章です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC のほうからお答え願えますか。

【国際協力銀行 青】

細かいところを挙げると、「国際協力銀行法上」となっていて、新機関の法律が適用された後、この文言がストレートに生きるということ、要はリーガルな……。弁護士でいらっしゃるのでよくわかりだと思いますが、ストレートにこれが適用されるとは、もともと法律文書ではないのですが、法的には言えなくなるのではないかという気はするのですが。かつ、これは JBIC のということになると思うので、要は精神としてはこれは引き続き生きていますし、ただそれをかたちでどう落とし込んでいくかはたぶん今後検討しなければいけないと思うのですが、今はちょっと曖昧な言い方になってしまうのですが、もし必要であれば、後日、この議長総括に関してはどういう扱いになるのかというのはご案内したいと思います。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

もうこれを最後の発言にします。これは今日突然持ち出した話なので、おそらくご相談いただかないと、どうこうということではないのだというふうに理解しますので、よろしければこれが新機関になっても引き継がれるのだということをひと言このコンサルテーション会合の場で明言していただくと私も安心できるかなと思います。

というのは実は先ほど異議申立手続の3番目のところをご紹介させていただいて、調印前に来たらどうするかということの手続きも紹介もあったのですが、実はこの議長総括があって、先ほど宵さんがおっしゃっていた微妙なバランスが最終的に全体として成り立っているという部分があります。議長総括の内容はある意味当たり前のことを言っているだけで、総裁が指揮・監督権限を有していて、職員に対してこういうことをやりなさいと言うことはできるというのは当たり前の話なのですが、しかしこれは議論の流れからすると、少なくとも私たちとしては非常に重要な意味を持った文章なので、その点だけご確認いただければと思っています。以上です。この点の議論はここまでで私としては十分です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

では27については一旦議論は終わりとしまして、28のほうに移りたいと思います。宵のほうからこちらの考え方を説明いたします。

【国際協力銀行 宵】

論点28は地球環境保全に貢献するプロジェクト支援ということになっていまして、これはJBICが俎上に載せさせていただいた提案です。具体的には各案件が省エネ、CDM候補等地球環境保全的要素を有する場合に、積極的に把握して公表するといった、漠としたコンセプトぐらいしか今まで申し上げてこなかったわけです。それゆえに今NGOさんか

らいただいているコメントの中で、我々が意図していなかった方向に議論が進んできているなど感じています。

というのも、もともと環境ガイドラインというのは我々の投融資案件のネガティブな影響を把握して最小化するツールでありまして、温室効果ガスの削減とかいうポジティブな影響は、もともと例えば今で言うところの CDM とか JI を活用して、本来のものから生み出されるキャッシュフローとは追加的に付随する新たなキャッシュフローを生み出すというような意味で、そういう経済的効果でもって温室効果ガス削減のポジティブな影響というのが評価される仕組みが今やできあがりつつある。本来であればそういうものでもって評価されるのがいいのだろうと思うのですが、ただ、気候変動問題に対する関心の高まりを踏まえて、JBIC のガイドラインでも温室効果ガス削減効果みたいなものをあくまでプラスアルファの影響として把握するようなことを検討しております。

誤解のないようにというか、先走った議論にならないように申し上げたいのは、温室効果ガス削減というのは案件採択取り上げの可否のクライテリアとは切り離して扱いたいと思っています。コメントを見る限り、温室効果ガス削減がプラスの効果としてあって、社会配慮が全くなされていないボロボロの案件を、マイナスの影響をプラスの効果で相殺したという位置付けでブラマイゼロみたいな感じで突き進んでしまうのではないかとこの懸念があるのだろうと推察します。そういうことではなくて、本来あるべき環境社会配慮をきちっとやった上で、それが前提で、プラスアルファの効果として温室効果ガス削減を把握していきたい。試みとしてどこまでどういうふうに把握するかというのは、たぶんいろいろ勉強しないとイケないのですけれども、そういうプラスアルファの影響として把握していきたいと考えているところです。

さらに言えば、少なくとも我々は、ここで把握することと温室効果ガス削減効果があるものに関する優遇策とリンクさせることは考えていませんで、我々が支援するプロジェクトで、プラスアルファの効果としてどういうものがあるのかということ把握するという目的です。NGO さんからいただいたコメントの議論とは我々がもともと考えているところが違ったものですから、そういった観点でもし何かご意見があればこの場でうかがいたいと思いますが、いかんせんこれから具体策を考えていくということになりますので、我々として今日うかがうご意見はそれにあたっての参考意見というか、貴重なインプットとして承りたいと思います。

【司会】

満田さん、お願いします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

私どものほうからは、この論点表の中に書かれているコメントを補足するようなかたちで、今日は持ち込み資料といったかたちで、「論点 28 地球環境保全に貢献するプロジェクト支援」補足コメントというペーパーを持ち込んでおります。

今、宵さんが説明していただいたことに関しては、とりたててそんな誤解はなかったですし、地球環境保全に資するからといって、よもや環境レビューをすっ飛ばすとかいうことは考えておりません。そこらへんは十分信頼しております。一方で、今さまざまなクール・アース・パートナーシップという枠組みの中で、新しい基金という名前がついているものとか、あるいは新しい地球環境貿易保険が出ているものの、環境ガイドラインをどうやって適用するのかというのは、ちょっと後で質問させていただきたい点ではあります。

ですからこれは本当にガイドラインの議論なのかどうかというのは少々疑問に感じつつも、こういう論点を挙げられたのに便乗するようなかたちで、JBIC さん、NEXI さんの地球環境保全支援というものに関して意見を申し上げさせていただきたいと思ってコメントをした次第です。

まずはこの今日持ち込ませていただいたペーパーと論点表を見比べながらご説明させていただきたいのですが、私どもとしては、もちろん地球環境保全に資するプロジェクトというものは支援していくという全体的な方向性は、非常に時代に即したものでして、重要だと思っているのですが、一方で、地球環境保全に資するというある意味名前とか、あるいはクール・アースというブランドのようなものですが、そういった名前のもとにある優遇措置とか、あるいは促進するという姿勢から逆に言えば望ましくない案件が、地球環境保全に資さない案件が促進されてしまうような側面もあるのではないかという問題意識を感じています。

もちろん普通に支援するのであれば、環境レビューをしっかりとっていく。さらに地球環境保全を支援するのだという名前のもとで積極的に支援していくということになれば、それなりの地球環境保全に資する案件のクライテリアとか、その判断基準とか、そこらへんについても詰めた、しっかりした考え方を示していただいて、それに基づいて妥当性と云いますか、正当性をクリアにさせていただきたいというのが趣旨です。

とりわけ私たちがなぜこんなことを申し上げているかといいますと、例えば大規模水力発電事業、原子力発電事業、あるいは大規模な農地を必要とするようなバイオ燃料事業、あるいは大規模な産業用植林事業、これは人によってはCO₂の削減効果があるという非常に限られた指標、ある意味地球環境という広い文脈でいろいろ考慮しなくてはならない地球環境的な価値というものがあるとは思いますが、その中でCO₂という測ることができる、今非常に使いやすい評価ツールのみで地球環境保全に資するとしてどんどん推進されてしまうことに危機感を覚えているわけです。

個々のセクターになぜ地球環境保全といいますか、私たちは環境社会的な影響が大きいとか、リスクが大きいという表現をしています、ここらへんは時間もそれほどないですし、ここで申し上げることではないとは思いますが、それぞれのセクターごとに私どもの考えをまとめさせていただいております。

大規模水力発電事業については、別添というかたちで世界ダム委員会最終報告書の要点ということで、FoE Japan の当時のプレスリリースと言いますか、要点のまとめの部分を引用させていただいております。やはり環境社会的なインパクトは非常に甚大なものがあるのかなと考えていまして、私たちが環境社会影響として考える幅以上のレビューを行っているようではあるのですが、社会的なインパクトは非常に大きいものがある。しかもそれが過少評価されがちである。

この世界ダム委員会については、私などよりも詳しい方がいらっしゃると思うのですが、要は意思決定プロセスが非常に重要だという結論を導き出しているのかな。つまり上流側です。上流側のオプションのアセスメントとか、意思決定プロセスに対する諸々のさまざまなアクション、かかわり、枠組みをなんとかしていかなければ、大規模ダムが非常にリスクの高いものになってしまうというふうに私は読み取ったわけです。

なぜこういうペーパーを出させていただいたかということ、JBIC さん、NEXI さんの今までのガイドラインの議論の中でも、自らの限界を何度も何度もおっしゃっていたわけです。上流側にはかかわれない。一義的には事業者がこういうことをやっていくしかない。実は私も WCD というもののガイドラインを運用できないかと思ったこともあったのですが、正直申し上げてこれは非常に難しい。意思決定メカニズムに限界がある JBIC さんが何らかのかかわりをするというのは非常に難しいことだということは、私自身も実感しているところです。

2 番目の原子力発電事業については、前回フィリップさんから説明したとおりです。3、

4については時間もないので、はしょらせていただきますが、今いろいろと報道されているところでもあるのですが、それに加えて、今耕作可能な土地が有限な中、バイオ燃料、あるいは大規模用地を必要とするようなさまざまな事業がおのずと一定のインパクトをもたらすのかな。現にいろいろな報告書を見てみると、土地あるいは水資源が今非常に危機的な状況にあって、こういった事業に関しては非常に慎重な対応が必要とされるのかなと思っていて、問題提起として書かせていただいた次第です。すみません。長くなりましたが、以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 宵】

ご説明ありがとうございます。今のご説明をうかがってちょっと思うのは、我々のこの提案のタイトルがやはりよくなかったなと今さらながら反省するのですが、我々がここでやろうとしていることは、地球環境保全というすごいビッグスケールなものではなくて、先ほど私がご説明申し上げた内容からしてもおわかりいただけると思うのですが、温室効果ガス削減の効果を把握したいという程度のものです。

今の満田さんのご説明の内容は、むしろ全体としてJBICもしくはJBIC/NEXIがどういう案件を支援していくべきか、いくべきでないのかという、もっと大枠のお話だとお見受けしたのですが、そうするとあまり環境ガイドラインの話ではないのかなという気がしています。いちおう私どもがこの論点整理表で挙げさせていただいているご提案は、趣旨は先ほど私がご説明申し上げたとおりなのですが、今満田さんがご説明された内容とは切り離して、ことガイドラインに私たちが書こうと思っている温室効果ガス削減効果の把握というところに関して何かご意見があればいただければと思います。

【司会】

田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

温室効果ガスの削減効果を把握されるというのは、それはそれでよろしいのかなと思う

のですが、果たして JBIC が決めた特定の案件の効果を図ることがどれほど意味があることなのかは若干疑問があります。というのは世界の潮流としては、エネルギーのセクターをポートフォリオで考えて、そこを削減していく。つまりその他で石炭とかいろいろ温室効果ガス削減効果のあるプロジェクトをたくさんやっていくその全体を削減していくというまさにそこが今非常に焦点となっている中で、果たして特定の一部の案件だけを取り上げて公表していくというのはどうなのかということと、それがそもそもガイドラインに……。つまりガイドラインの中に書くということは、案件の中で一律それを適用していくということなので、果たして特定の案件だけを公表するというのはガイドラインの趣旨に果たして沿っているのかどうかという二つの疑問が私の中ではあります。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 青】

おっしゃった2点の疑問点は私も全く同感です。そもそもガイドラインは、先ほど申し上げたとおり、案件によるネガティブな影響を把握して最小化するツールですので、もちろんそこはその目的というかそのためのものとして捉えれば、本来は別にこのガイドラインで規定する内容ではないというのはもちろんわかっています。ただ、新たな試みというのか、言い過ぎると安っぽくなるので言いたくないのですが、先進性というやつを考えると、そういうものも入ってきてもいいのではないかという気がしています。

先ほどおっしゃった一つ目の疑問点は、そういう疑問があるのはもちろんそうなのかもしれませんが、ここは一つ試みなわけです。初めから目的的に何かを目指してできればいいのですが、いきなりしょっぱなから完璧な仕組みを作れるというわけでもないの、とりあえず出発点としてまずは把握して、当然 JBIC が支援する案件だけ部分的に把握してもしようがないというのはおっしゃるとおりかもしれませんが、まずはというところから考えているということです。いずれにせよ貴重なご意見なので、具体案を検討する際に、今おっしゃっていただいたようなご意見なども勘案しているいろいろ考えていきたいと思いません。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

率直に申し上げますと、この文言というかこの議論はガイドラインにはそぐわないのかな。一つは、ここのご提案を見ると、積極的に把握をされて、しかも公表すると書いてあるわけです。その公表が何を意味するのかは私はよくわからないのですが、年次報告書に例えば地球環境保全案件何件とか書かれるのかなと想定するわけです。

それから今、宵さんがおっしゃったように、仕組みを考えるとおっしゃっていたのですが、例えばスクリーニングフォームなりで事業者の方が自分たちはこれは地球環境保全ですというふうにチェックされて出てきたものについては、例えばクール・アース基金の候補にしようとか、そういう仕組みを考えておられるのかどうか、私たちもまだわからないわけですが、公表とか、そういう次の段階に行くステップがあるのであれば、スクリーニングフォームでチェックされたものについて、それが本当に地球環境保全に貢献するプロジェクトであるのかどうかを判断するという段階がやはり必要なのだと思います。そうすると私たちが今回出させていただいたような補足コメントなり何なりの議論をさせていただかざるを得ないと思うわけです。この文言とかこの仕組みがガイドラインに入る限りは、私たちは、何が地球環境保全に貢献するプロジェクトなのかどうかということまでお話をさせていただきたいなと思います。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

温室効果ガスを削減するのが目的であれば、たぶん日本政府は特に挙げている分野は原子力ですが、実は原子力は温室効果ガスを削減することにあまり貢献しないと私は思っています。逆効果だろうと思います。あまりにも単純に温室効果ガスを削減するという判断の仕方をする、逆効果になるおそれがあると思います。それは一つだけの例ですが、これは安易に原子力を推進する項目になるのではないかと私は心配しています。具体的にどうして原子力は温室効果ガスを削減しないのかという説明が欲しければ、後でしますけれども、とにかくそれについてはいろいろな疑問があります。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 宵】

ほとんど用語の選択を間違えたなと思っているのですが、いずれにしてもこれをガイドラインに入れるべきなのか、本来入れるべき性格のものではないのではないかというご意見も含めて、今日は本当に貴重なご意見をいただきましたので、それを踏まえて、何をどうすべきなのかということも含めて検討したいと思います。今日は本当に貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

【司会】

ありがとうございました。ということであれば、この項目はもうこれでおしまいということでもよろしいでしょうか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

もう5時半になってしまったのですが、29はやりたいなと思っているのですが、皆さんのご了解が得られれば少し議論をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【司会】

いつも申し上げておりますが、あまり長く延長するということは避けたほうがよろしいかと思っておりますので、予定は5時半までということで皆様にご案内を差し上げましたし、本日も冒頭で申し上げましたけれども、今JBICから提案がありましたように、もし皆様がよろしければ、もうしばらく、例えば15分なり20分なりという時間を区切るようなかたちで、あるいは30分でも結構ですけれども、このまま続けさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

もう少しよろしいでしょうか。

わかりました。それではどうしましょう。20分程度という感じでよろしいですか。ではJBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

どうもありがとうございました。ではここも宵のほうから説明させていただきます。

【国際協力銀行 宵】

論点 29 ですが、案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開、要はレポートの公開ですが、に関してです。案件発掘・形成調査とか投資事業化等促進調査に関してはレポートを公開すべきではないかというご提案をいただいています。

検討ポイントが合計四つ挙がっておりまして、これも商業上の守秘義務との関係、それから環境社会配慮の観点からの有効性というのか、どういうふうに役立ちますかという観点、それからジェットロさんの調査との比較という主に三つの視点からの検討ポイントの設定だと思います。いくつか共通するというか、一つ私にとって浮かび上がってきたコメントとしては、ジェットロさんのフィージビリティスタディ、各種の調査業務のレポートを公開している。それとの比較においてやはり公開すべきではないかというご意見をいただいているかと思いますが、そもそもジェットロの各種調査事業と我々JBIC がやっている案件発掘・形成調査とか輸入投資事業化等促進調査との同一性というのか、たぶん同じに扱ってコメントしていらっしゃるのだろうなと思うのですが、そう考えていらっしゃる根拠みたいなものがあれば、ちょっとご説明をいただければなと思ったのですが、よろしいでしょうか。

【司会】

はい、どうぞ。お願いします。

【FoE Japan 神崎さん】

宵さん、ありがとうございます。提案を出して考えるなという感じですが、私も提案を出した後にいろいろ考えたり、いろいろなものを調べたりしているうちに、確かに性質が違うということはよくわかりました。特に基本設計のような調査になった場合に、確かにこれは商業上の秘密の情報が盛り込まれるということは当然なのかなとも思いました。でも一方で、検討ポイントのコメントにも書かれてあるように、その中の一部として環境に関する情報が含まれているということも事実なのだろう。私はそんなにたくさん調査というものを見たことはありませんけれども、環境に関する部分があることもあるというふうに書かれてあります。

二つ提案がありまして、全部を一律公開しろというのはおそらく難しいのではないかと、いうことを踏まえた上で、ただ環境に関する部分だけでも公開していただけないかという

ことが一つ目のポイントです。二つ目の提案は、JBIC のホームページの公示情報というところを見れば、これらの二つの調査案件の対象としてどういうものが挙がってくるかという情報が出ているみたいです。ただ、公示期間が終われば、それらの情報はホームページから消えてしまうわけです。一つ考えたのは、この二つの調査案件の案件名といいますか、どういう調査をするかというその公示情報のような部分を残していただけないかな。それによって JBIC がこの二つの調査スキームでどういう調査をやったかということは外部からは把握できるのではないかと思いました。

整理しますと、一つは環境に関する部分の公開と、もう一つは、調査の案件名と言うのが正しいのかどうかわかりませんが、どういう調査をされているかという情報を、今、公示のところに出されているような情報を残していただくということでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いできますか。

【国際協力銀行 宵】

これもまた建設的なご提案をありがとうございます。1点目の環境に関する部分だけ公開という点はちょっとすんなり入ってこないのですが、環境に関する部分だけ抜き出して公開をして何か意味がありますか。結局、環境社会配慮というのはいろいろな周辺を取り巻くいろいろな要素によって成り立っているわけで、そういった情報なく環境に関する部分だけ公開をするというのは、いったい何を出せばよいのか。何を意図しているのかよくわからないというのが率直な第一印象です。

それから公示情報を残すという二つ目の点ですが、公示の手続きというのは、私もまた復習してみなければいけないのですが、普通に考えて、公示期間が終わってしまったものをそのまま残しておくというのは誤解を与えるというところと、もし皆さんが記録を取っておきたければ、公示情報を、いつもアップデートされているものをプリントアウトするなり、うちの1階のロビーにもたぶん置いてあると思いますが、そこから取っていただいて、皆さん各自ファイリングされれば、それはそれで済む話なのかなと単純に思ってしまうのですが、とりあえず第一印象だけ申し上げました。

【司会】

はい、どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

先ほどジェットロさんなどとの調査の差はわかりましたというお話があったのですが、その差ということで、JBICさんのこの調査というのは融資につながる調査ではなく、JBICさんご自身の情報収集のために調査をやられていると私は理解しております。であるとすると、環境ガイドラインというのは融資のための環境審査のためのガイドラインであって、融資につながらない調査について、ここでガイドライン上どうこうというのはちょっと種類が違うのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。神崎さん。

【FoE Japan 神崎さん】

宵さん、長田さん、ありがとうございました。私の説明がちょっと言葉足らずだったみたいですが、私は、もともとこの二つの調査スキームについて、どういう調査がされているかということの情報が全くホームページなどの外に出ていないと思っていたのです。ただ、いろいろ調べているうちに、よくよく見れば、過去のホームページの公示のところ、調査のスキームについて、調査の名前なり、どういう調査をするというような情報が出ているということに気づきました。私たち環境社会影響に気を使っている者からすれば、公示情報を見ればというふうに言われてしまうと、もうちょっと親切にいただいてもいいのではないかなと思うのが正直なところです。ただ、公示情報というかたちで残すということでは確かに誤解を与えたいと思いますので、この調査スキームのもとでこういう調査をしていますというような情報に置き換えてという提案だったのです。

もう一つの環境のところだけ取り出すことにどういう意味があるのかということですが、先ほどの長田さんのコメントにもつながるのですが、例えばJBICのホームページから持ってきました調査スキームの説明書きのところ、例えば輸入投資事業化促進調査業務の公募状況の2のところでは、かかる調査を行うことによって本体事業への、本邦のですけども、JBICのとは書かれていませんけれども、本体事業につながる可能性が相当程

度見込まれるというふうに書かれています。

そういうふうにと考えると、こういう案件がゆくゆく JBIC の融資につながる可能性は大きいのではないかと考えるのが普通ではないかと思えます。確かにすべてがつながるかという、そうではないとは思いますが、その後 JBIC として融資につなげようという意図があるのであれば、調査にかかわったものについても私たちは環境情報は把握したいというのが正直なところです。そういう意図で提案をいたしました。

【司会】

ありがとうございました。藤井さん、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

確かにつながるかもしれませんが、そもそも性格が違って、あくまでも将来の可能性のための調査なので、これを環境のガイドラインに入れるというのは、しかもそれを公開しなさいというのは入れる。しかも環境の部分だけを入れるというのは、全然違う話をくっつけているような感じがするのです。しかも環境の部分だけ入れるといっても、環境の部分だけといってもどうするのですか。背景的にはこんなのがあって、あんなのがあってというも多少説明しないと、そうなってくると、あそこがあんなことを考えているんだとすぐわかってしまう。あるいは何らかの類推ができる。

そういうことになってしまいますので、宵さんから環境の部分だけ出してもどんな意味がありますかというのは、私も全く同じです。出せといたら、ある程度周辺的なことも言わないとわからないではないかとまた皆さんきつと言いますよね。ではどこまでやった方がいいのかということも問題になると思いますので、これはやはり分けて考えて、これはこれで、案件形成調査はこれはこれ、そしてこれは環境ガイドラインとは違うという割り切りをしていただかないと、何でもかんでも結びつけてしまってガイドラインに入れる、これを公開しろ、ああしろという、too much のような感じがいたしますが。

【司会】

ありがとうございました。長田さん、どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

今、調査は融資につながる可能性があるというものとこれと多少関係があるかもしれないと藤井さんはおっしゃったのですが、私は全然関係ないと思っておりまして、環境ガイドラインというのはあくまで融資対象になる案件についてのものであって、融資対象と融資につながる可能性があるプロジェクトというのは全く違うと私は思っております。つながる可能性があるものも公開の対象として考えるべきだということになりますと、例えば案件の相談に来たものまで公開しろというかたちにもつながっていくレベルの話だと思っていますので、調査というのは融資対象とは全く別と私は考えております。

さらに公示情報についてもそのまま公開のままにというお話もありましたけれども、公示されているのはあくまで JBIC さんの内部の手続き上の問題であって、それは公開が必要だから公開しているというのとはちょっと違う位置付けのものと考えておりますので、手続きが終わった段階でそれは終わりということで決して不自然ではないと思っております。

【司会】

ありがとうございました。波多江さん、どうぞ。

【Foe Japan 波多江さん】

少し同じ話が混じってしまうのですが、そもそもこの提案を出させていただいたときの問題意識として、この二つのスキームの調査について、私たちからするとあまりにもアクセスが悪い。一つは、どこにもこういう調査が具体的な案件名をずっとリストにしているようなものもないわけです。年次報告書を見ても、他の JBIC さんの今のウェブページを拝見させていただいても、どこにも調査名がずっと一覧表になっているものもないわけです。私たちはずっと公示情報を見ているわけではないので、いったい JBIC さんたちがどういう案件の調査をされているのかがまず一つわからなかった。私たちにとってはそのあたりが一つ不明だったわけです。

ちょっと経験をお話ししますと、ふとした事故のようなもので、私たちは、ある案件について JBIC さんでこういう調査がされているということがわかったのです。その後、私たちはこの調査の情報を見たいということで情報公開請求にかけたわけです。その中で、黒塗りがあってすべて出てきたわけです。環境社会に関する情報のところは黒塗りにされずに出ていたわけでした、私たちからすると、案件名がわかって、そして環境社会

情報がいちおうわかれば、プロジェクトの概要はそこで出てこなくてもなんとなくわかるわけです。なのでここでの提案としては、環境社会配慮に関する情報だけはせめて出していただきたいと言った次第です。

案件名については、今最初に申し上げたとおり、この調査のスキームの部分については、どこを見ても、今年案件をこの地方で何件したということもよくわからないのです。そういう問題意識があっただけで提案をさせていただいたということでは、ですのでガイドラインにそぐう議論ではなかったのかもしれないとは正直思っているのですが、そういう問題意識が私たちの中にあっただけで提案させていただいたということだけ申し上げて終わりにしたいと思います。

【司会】

清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

どこまで何を公開するか、どういうふう公開するかということに関しては難しいと思うのですが、先ほどから産業界の方から、これは融資につながるようなものではない、可能性を探るものだというご発言があったのですが、私が、今記憶をたどっているところはあるのですが、実は以前 JBIC-NGO 定期協議会においてこの調査に関する質問をしたときに、そのときの JBIC さんの質問やご説明は、これは JBIC が融資につなげたいと思っているから JBIC としてやっているのですというような趣旨のご発言があったので、私ははっきり融資につなげる気が非常に強いものについてこの調査をやっているのだと思ったのです。

もしもそうでなければ、そうでないとおっしゃっていただければいいのですが、そうであれば、事前にできるだけ早くの段階で多くの情報を出すことによってステークホルダーが意見が言えるということがあるということが一つと、あとはアカウントビリティの問題があるのだろうと思います。これは私が理解する限り、融資というかたちではなくて、JBIC さんのお金でされている調査だと思うわけですが、公的なお金によって調査されている。さらに JBIC さんが今後融資につなげる気が非常に強いものについて全く情報が出ていないというのはいかがなものかと思っておりますので、これについては、アカウントビリティという観点からもう少し透明性を高めていいのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 冨】

事実関係の整理ですけれども、うちがやっている案件発掘・形成調査、それから輸入投資事業化等促進調査は、例えば案件発掘・形成調査業務だと、我々のホームページにもう公開しているので読み上げますが、プロジェクト本体部分の資機材・サービスを本邦企業が受注した場合のファイナンスについては本行輸出金融の利用が見込まれること。輸入投資事業化等促進調査業務でも、本邦企業が参画した場合のファイナンスに関しては JBIC のファイナンスの利用が見込まれることということが対象案件の選定要件としていちおう書いてあります。したがって我々のファイナンスと全く別次元の話かということ、そうでもない。

ただ、先ほどから産業界の何名かの方もおっしゃっていただいたのですが、その時点ではまさに可能性の話であって、調査するから我々は融資する気満々ですという状態では少なくともないというか、これはあくまでも案件を形成して、そもそも案件ができるものなのかどうか。まさにフィージビリティを確かめるためのものですので、そういう意味では我々の融資と直結しているとは言えない。

では、なぜ我々の調査案件みたいなものが一覧としてリストになっていないかということ、この種の調査は個社のビジネスチャンスに直結しているからです。したがっておおっぴらに我々はこんな調査をやりました。見てくださいという性格のものではないです。もちろん公示情報を拾っていけば、当然こういう公示がかかっているなというのは拾えるわけですが、何か一覧性を持たせて、こういう案件をどこかの日本企業さんは検討されていらっしゃいますというようなことを我々から宣伝するわけにもいかないわけです。そういう観点で我々も情報公開というところに関しては制約がある。これはジェットロさんの調査との違いの最たるものかなと考えております。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございますか。満田さん、お願いします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

宵さんのご説明をふむふむと思いながら聞いていたのですが、最後の点だけそうなのかなと思ったのは、ジェットロとの調査の最たる違いですとおっしゃったのですが、私はジェットロの調査も同じように日本企業が案件を形成して、いわば仕掛けるための調査と理解していきまして、それは経産省、ジェットロという流れでお金を出して調査をしてもらっていて、その中からいい案件があったら何らかのところが引き継ぐような仕組みなのかなと理解していたのです。ですからそういう意味ではジェットロさんの調査とそんなに違うのだろうかと思ったのですが、どうでしょうか。

【国際協力銀行 宵】

言葉足らずですみません。On behalf of ジェットロさんで私がしゃべるわけにもいかないので、私がジェットロさんのホームページなどを見ていろいろ勉強した上での認識ということですが、ジェットロさんの調査というのは、日本と諸外国というか、二国間の経済協力を促進していく上での枠組み作りとして、パイロットプロジェクトをやるときのまさにフィージビリティスタディという理解なのです。調査対象は個社の案件になるかもしれませんが、それは結局その後続く二国間の経済協力の発展というか、例えば石油資源開発等支援事業というのがあるみたいですが、これなどはまさに石油資源分野での二国間の協力を考えるにあたって、どういう協力の仕方があるのかなということでパイロットプロジェクトのフィージビリティを調査するという位置付けだと思っています。

一方、JBIC の案件発掘・形成調査というのは、まさに個社のビジネスチャンスを実現化するための、具体化するための調査という位置付けなので、そういう意味で個社のビジネスへのつながりがより強い、直結しているという意味でジェットロさんの調査とは違うのではないかと申し上げた次第です。

【司会】

先ほど手を挙げておられた長田さん、よろしいですか。

【国際協力銀行 松田】

もうそろそろ 29 についても議論が尽くされたかなと思います。もう 6 時近くになって

しまいましたので、きりのいいところで、やっと本体の論点整理表の論点は今日で終わりということになるかと思いますが、これでよろしいでしょうか。

では最後に、次回の会合について私のほうから。今日、途中の議論の中で少しお話ししてしまいましたけれども、改めてお話しいたします。次回は今月の 24 日に行きます。議題としては、今日私どもからご説明させていただきました実施状況確認調査の追加情報提供に係る議論、その前提としては、今日から 1 週間以内、来週の 17 日までに書面でコメント等を出していただいて、それを踏まえたかたちで 24 日に実施状況確認調査の追加情報提供について討議をしたい。それが一つの議題としてあります。

論点のほうは、今日、本当はもっと進めなければいけなかったのですが、藤平がいないせい、私どもがちょっと要領をえずあまり進まず、NEXI さんも、今日は何のためにここにいらしゃったのかと考えておられるのではないかと気にしております。そうはいつでも続けてやりますので、次回は追加論点のところから、順番はこうなった以上、1 からということになるかと思いますが、12 まであります。まだ論点整理表のほうには加えていないのですが、JACSES の田辺さんからいただいた論点、別紙でウェブアップしておりますが、そちらも含めたかたちで議論ができればな。今日と感じて言うと、全部できるのかどうかということはあるかもしれませんが、皆様のご協力を得ながらやっていきたいと思っております。

場所は、実は 24 日はここが使えませんので、5 月 19 日に第 6 回の会合をやったときに、ベルサール神保町でやったかと思うのですが、そこでやります。時間は同じ 1 時半から 5 時半ということで考えていますので、ご予約を入れていただければと思います。

その次は、先ほどもお話ししましたように、あくまでも論点の議論が次回に終わればということなのですが、改訂の方向性ということで今までの議論を集大成したかたちで、8 月 7 日、8 日の 2 日間連続して議論をしたいと思っております。ちょっと先の話ではありますが、仮でご予約を入れておいていただければと思います。場所はここの 9 階を予定しております。以上です。何かご質問等ございますでしょうか。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

言わずもがなかもしれませんが、8月7日、8日の改訂の方向性に関する議論ですが、今までの論点でかなり議論し尽くされてしまったものもありますし、実はし尽くされていないと感じているものもあります。ですから2日でバツと切るのではなくて、そこらへんはぜひ柔軟に、ある論点についてはちょっと長めの議論をさせていただきたいと思っています。るところですので、ご配慮をいただければと思います。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございます。まさに私どもも同じように考えております。これだけの数ですから、それを2日間でやろうと考えているわけですし、もちろん今までの協議の状況などを踏まえて、めりはりをつけて議論をしていくつもりでおります。場合によっては、今、2日間ということで我々は考えておりますけれども、それ以上の時間が必要だということであれば、そこは柔軟に対応する用意はあります。

【司会】

よろしいですか。

それでは本日も長い時間ありがとうございました。これをもちまして本日のコンサルテーション会合は終了したいと思います。どうもありがとうございました。